

## 子育て環境の充実に関する特別委員会 議事次第

令和6年6月7日(金)  
午後1時30分～  
於：第2委員会室

1 開 会

2 出席要求理事者

3 確認事項

4 所管事項に係る事務事業概要

5 今期の委員会運営方針

6 今後の委員会運営

7 そ の 他

8 閉 会

## 子育て環境の充実に関する特別委員会 委員名簿

|      | 氏 名     | 会 派 | 他の所属<br>委員会等   | 備 考      |
|------|---------|-----|----------------|----------|
| 委員長  | 古 林 良 崇 | 自 民 | 総 警<br>議 運     |          |
| 副委員長 | 武 田 光 樹 | "   | 文 教            |          |
| "    | 渡 辺 邦 子 | "   | ○ 危 健          |          |
| 委 員  | 能 勢 昌 博 | "   | ○ 農 商          |          |
| "    | 中 村 正 孝 | "   | ○ 総 警<br>△ 議 運 | 予算特別副委員長 |
| "    | 青 木 義 照 | "   | ◎ 危 健          |          |
| "    | 畠 本 義 允 | 維 国 | 危 健            |          |
| "    | 西 山 龍 夫 | "   | 政 建            |          |
| "    | 竹 内 紗 耶 | "   | 危 健            |          |
| "    | 浜 田 良 之 | 共 産 | 農 商            |          |
| "    | 田 中 富士子 | "   | 文 教            |          |
| "    | 岡 本 和 徳 | 府 民 | 文 教<br>△ 議 運   |          |

◎ 委員長 ○ 副委員長 △ 理事

# 子育て環境の充実に関する特別委員会 出席要求理事者名簿

| 【総合政策環境部】                     |      |
|-------------------------------|------|
| 総合政策環境部子育て社会推進監<br>(総合政策室長兼務) | 坂野修一 |
| 総合政策室企画参事                     | 三嶋孝佳 |

| 【農林水産部】 |      |
|---------|------|
| 農政課参事   | 八谷純一 |

| 【文化生活部】  |      |
|----------|------|
| 文教課長     | 井関好之 |
| 男女共同参画課長 | 里友宏  |

| 【建設交通部】 |      |
|---------|------|
| 住宅課長    | 内藤良辰 |

| 【健康福祉部】                              |      |
|--------------------------------------|------|
| 健康福祉部副部長(子育て・福祉担当)兼<br>こども・子育て総合支援室長 | 東江赳欣 |
| こども・子育て総合支援室企画参事                     | 西田一慶 |
| 障害者支援課長                              | 岩田高明 |
| 家庭・青少年支援課長                           | 能勢文音 |
| 医療課参事                                | 西山宜昌 |

| 【教育委員会】 |      |
|---------|------|
| 学校教育課長  | 中村義勝 |
| 高校教育課参事 | 中松幸博 |
| 社会教育課長  | 杉本学  |

| 【商工労働観光部】 |      |
|-----------|------|
| 労働政策室企画参事 | 明石俊一 |

| 【公安委員会】             |      |
|---------------------|------|
| 少年課長                | 橋口昌史 |
| 人身安全対策課長            | 出嵩克臣 |
| 少年課<br>少年サポートセンター所長 | 金子平  |

( 計 18 名 )

※議事内容に応じ、必要な理事者を適宜追加

## 京都府議会子育て環境の充実に関する特別委員会規程

### (設置)

第1条 京都府議会に子育て環境の充実に関する特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (調査)

第2条 委員会は、出会い、結婚、妊娠、出産、保育・教育及び就労に至るまでの子育て環境の充実のための施策（貧困対策、ひとり親家庭対策、ひきこもり対策、児童虐待対策及びいじめ対策を含む。）について調査し、及び研究する。

### (構成)

第3条 委員会は、委員12人をもって構成する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

### 附 則

この規程は、令和5年5月26日から施行する。

## 【閉会中の継続審査及び調査事項】

出会い、結婚、妊娠、出産、保育・教育及び就労に至るまでの子育て環境の充実のための施策（貧困対策、ひとり親家庭対策、ひきこもり対策、児童虐待対策及びいじめ対策を含む。）について

令和6年5月23日

京都府議会議長 石 田 宗 久 殿

子育て環境の充実に関する特別委員長 宮 下 友 紀 子

子育て環境の充実に関する特別委員会中間報告書

京都府議会会議規則第46条第2項の規定により、令和5年5月府議会臨時会閉会後から現在に至るまで、本委員会が調査及び研究してきた状況について、別紙のとおり中間報告いたします。



## 子育て環境の充実に関する特別委員会中間報告書

### 1 本委員会の設置目的

出会い、結婚、妊娠、出産、保育・教育及び就労に至るまでの子育て環境の充実のための施策（貧困対策、ひとり親家庭対策、ひきこもり対策、児童虐待対策及びいじめ対策を含む。）について調査し、及び研究する。

### 2 本委員会の活動状況

#### (1) 委員会の開催について

- 令和5年6月15日、第2委員会室において、関係理事者から所管事項に係る事務事業概要について説明を聴取した。また、本期の委員会運営方針について協議を行った。
- 令和5年7月3日、第2委員会室において、「本委員会の調査事項に関する施策等について」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から説明を聴取し、これに対する質疑を行った。また、今後の調査・研究テーマについて委員間討議を行った。
- 令和5年9月29日、第2委員会室において、児童家庭支援センター（山城こども家庭センターだいわ） センター長 早樫 一男 氏を参考人として招致し、「児童虐待防止について」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から、本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人から子育て支援事業の利用実態や家庭支援センターから見た児童虐待防止の取組の課題について説明及び意見を聴取し、これに対する質疑を行った。
- 令和5年12月19日、第2委員会室において、出張さんばステーション聖護院 海（まる）助産所 助産師、京都助産師会助産所部会長 宮川 友美 氏を参考人として招致し、「産後ケアによる子育て支援について」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から、本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人から子育て支援の現状等や支援施設に関する課題について説明及び意見を聴取し、これに対する質疑を行った。
- 令和6年3月19日、第2委員会室において、杏林大学 客員教授、こども家庭庁参与 清原 慶子 氏を参考人として招致し、「子どもや子育て世代の交流機会を増やすまちづくりについて」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から、本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人から多世代の交流による子育ての効果やその取組事例について説明及び意見を聴取し、これに対する質疑を行った。

- 令和6年5月23日、第2委員会室において、中間報告に係る協議を行った。  
最後に、本期1年間の委員会活動に係る所感、要望等の意見開陳を行った。

## (2) 管外調査の実施について

以下の取組について調査を行った。

- 調査日：令和5年8月30日

調査先：江東区議会〔於：江東区こどもプラザ〕（東京都江東区）

調査事項：江東区こどもプラザの取組について

江東区こどもプラザは、児童館の老朽化を契機に区が令和4年5月に新設した、妊娠期から中高生まで幅広い世代が利用できる複合施設である。住吉子ども家庭支援センター、こどもプラザ図書館、地域交流スペース、多目的スペースの4つの施設から構成され、「複数の施設を一体的に運営することにより、子どもの健やかな成長を地域とともに継続的に見守り、総合的に支援する施設」をコンセプトに運営している。

住吉子ども家庭支援センターは、①乳幼児家庭の居場所を創出する「子育てひろば」②在宅家庭の保護者のリフレッシュを目的に一時預かりを行う「リフレッシュひととき保育」③子育てに係る相談を受け付ける「子育て相談」の3事業を柱として、子育て支援サービスを提供している。

こどもプラザ図書館は、区内に11館ある図書館の中で唯一の子ども向け図書館である。既成概念にとらわれない図書館運営を目指し、親子や友達同士で会話をしながら利用できるグループ学習スペースの設置や、G I G Aスクール構想に基づき、子どもが端末を利用できるWi-Fi環境を整備している。

地域交流スペースや多目的スペースは、子どもたちが友達と交流したり、バスケットボール等の球技を楽しむことができ、子どもたちが放課後を過ごすことができる場として利用されている。特に夏休みの期間は非常に多くの子どもたちで賑わいを見せている。

こどもプラザでは、子どもたちの健やかな成長を見守るため、児童館と同じ有資格者の職員を配置し、子どもに対しての積極的な声掛け等コミュニケーションを通じて子どもとの関係性を構築することで、子どもたちからの悩みの相談を受けたり、子どもの見守り対応を行うなど、施設のコンセプトを実現しているとのことであった。

- 調査日：令和5年8月30日

調査先：北区議会〔於：ほっこりーの志茂店〕（東京都北区）

調査事項：産後デイケアについて

NPO法人子育てママ応援塾ほっこりーのは、「ママによるママのための居場所」として平成23年にママ支援サロンと保育士や助産師をはじめとする様々な職種が連携して運営する多職種連携+多機能型サロンとして設立された。

主な事業として①地域子育て支援センター②産後デイケア③ひとり親向けフードパントリー④幼児教室の一時預かり⑤菓子製造許可証付きシェアキッチンの5つがある。

産後デイケア事業では、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とし、一時預かりをはじめとする様々なケアを提供している。この事業は、北区の産後ケア事業と協働しており、北区に利用申請を行い、利用承認通知書を受け取った区民が、北区の補助を利用することで、通常料金の10分の1の料金でサービスを利用することができる。産後6ヶ月までに合計6日間利用できるが、利用者からは期限や回数をさらに増やしてほしいとの意見が多い。

自治体が行う産後ケア事業のみでは一時的な支援で終了してしまうが、ほっこりーのでは、産後ケア事業のみでなく地域子育て支援センターなど複数のサポート制度を同じ場所で提供することにより、継続的な支援・ワンストップ支援をすることで子育て世帯の孤立防止の役割を担っている。

ほっこりーのでは、現在の支援にアウトリーチ型の支援を加えたサポートを他自治体から受託予定で、今後、「孤育て」や産後うつ、虐待等の問題を解決するためにさらに精力的に活動していくとのことであった。

#### ○ 調査日：令和5年8月31日

調査先：文京区役所〔於：b-lab〕（東京都文京区）

調査事項：b-lab（文京区青少年プラザ）の取組について

文京区青少年プラザは、中高生が児童館に行きづらく利用数が少ないことを背景に、主として中学生と高校生を対象に自主的な活動の場及び交流の場を提供することにより、青少年の自立性及び社会性を育むことを目的とした施設である。公募により区内の学生が名付けた「b-lab（ビーラボ）」という愛称で親しまれており、「中高生の秘密基地」をコンセプトに、交流スペースのほか、勉強、バンド活動、ダンス、イベントができるスペースが整備されている。

b-labの施設運営は認定特定非営利活動法人大リバが担当しており、中高生が①自分らしくいられる「居場所」として認識し、②様々な仲間と交流する「きっかけ」を創出し、③主役となって周りを巻き込み、主体的に取り組む「ステージ」の場を提供している。スタッフは、親でも先生でも友達でもない、親近感は

あるけれど少し距離があるちょっと年上の先輩の関係である「ナナメの関係」を大切にし、利害関係がないからこそ本音が言いやすい安心できる存在として中高生の居場所づくりに貢献している。そのため、職員とボランティアが子どもの意欲と創造性に働きかける存在である「ユースワーカー」としての役割を果たし、コミュニケーションの取り方を工夫している。

b-labでは、中高生の自主性を育み、可能性を広げるきっかけを作ることを大切にしている。そこで、やってみたいことを見つけ、活動を行うサークルや、b-labをより良いものにするために意見交換を行う「All-b-lab作戦カイギ」、文京区内に配布されるフリーペーパーの制作など、ほとんどの活動を中高生を中心となって行っている。また、年に3回フェスを開催し、中高生のやってみたい企画を形にすることで、中高生の実行力やコミュニケーション能力を育んでいる。

これらの活動が中高生からの人気を集め、平成27年からの利用者数は延べ15万人を突破し、令和5年の利用者は3万人を超える見込みとのことであった。

○ 調査日：令和5年8月31日

調査先：世田谷区議会〔於：世田谷区児童相談所〕（東京都世田谷区）

調査事項：児童虐待に対する支援について

平成28年の児童福祉法の改正において、特別区も独自で児童相談所を開設できることとなったことから、世田谷区では、令和2年4月に児童相談所を開設した。世田谷区児童相談所では、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指している。

世田谷区では、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱とし、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図っている。それまでは、都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターが、お互いの役割分担を明確にし、担当ではない場合には相手に役割を引き渡す「バトンタッチ型支援」を行ってきたが、児童相談所を区の管轄にしたことで、お互いに協力し合いながら1つのケースを情報共有し、連続した支援を行う「のりしろ型支援」に変化した。この支援を実現するため、世田谷区内5地域に設置されている子ども家庭支援センターにあわせて、児童相談所の職員の担当地域を定め、両施設職員が情報共有のための合同会議を毎月実施したり、共通のアセスメントシートを使用することで同一基準・同一判断による一貫したアセスメントができる体制を構築している。また、世田谷区役所児童相談支援課が、事務的な業務を支援することで、児童相談所本来の業務に集中できるようになっている。

「のりしろ型支援」を採用したことにより、数日かかっていたもの初期対応が相談を受けた当日に対応できるようになりスピード感が向上するとともに、職員間の情報共有の円滑化、児童虐待になる前に対応ができる予防型の支援としての役割を担えるようになった。

世田谷区児童相談所は、令和2年にできた新しい児童相談所のため、人材育成が課題であることから、今後も研修などを開催し、今まで外部からの経験者で対応していたところを区の職員だけで対応できるように努力したいとのことであった。

### 3 本委員会の所管に係る主な動き

- 令和5年4月、こども家庭庁が発足した。
- 令和5年6月、京都府では、こども家庭庁の「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、西脇知事がサポーターに就任した。
- 令和5年12月、京都府は子どもや子育て世代をはじめ、全ての人にとって暮らしやすい「子育て環境日本一」の京都の実現に向けて、4年ぶりに「京都府子育て環境日本一推進戦略」を改定した。
- 令和5年12月、京都府は、子育て環境日本一・京都の実現に向け、「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例」を制定した（令和6年4月1日施行）。
- 令和5年12月、政府は、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定した。
- 令和5年12月、政府は「こども未来戦略」を閣議決定し、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、3つの基本理念のもと今後3年間を集中取組期間とし、少子化対策に取り組むとした。

### 4 残された主な課題

本委員会の設置目的に掲げられた諸課題について、調査及び研究を進めた結果、なお引き続き調査及び研究を要する次のような課題が残されていると考える。

- 男性の育児休業取得率向上や固定期的な性別役割分担意識の解消など、子育てしやすい職場環境整備の推進
- 学校給食等をはじめとした食育に関する施策の推進
- 子どもの貧困対策に関する現場の調査や施策の推進

## 子育て環境の充実に関する特別委員会 活動状況

(令和5年5月～令和6年4月)

| 年月日          | 区分     | 主な内容  |
|--------------|--------|---|
| 5. 5. 26     | 委員会    | 1 委員長の選任<br>2 副委員長の選任<br>3 副委員長の順位  |
| 6. 15        | 正副委員長会 | 1 出席要求理事者<br>2 確認事項<br>3 本日の委員会運営   |
| 6. 15        | 委員会    | 1 出席要求理事者<br>2 確認事項<br>3 所管事項に係る事務事業概要<br>4 今期の委員会運営方針<br>5 今後の委員会運営  |
| 6. 22        | 正副委員長会 | 1 定例会中の委員会運営<br>2 今後の委員会運営  |
| 7. 3         | 委員会    | 1 所管事項の調査<br>「本委員会の調査事項に関連する施策等について」<br>2 委員間討議<br>「今後の調査・研究テーマについて」<br>3 閉会中の継続審査及び調査<br>4 今後の委員会運営                          |
| 8. 30<br>～31 | 管外調査   | ▷ 江東区議会〔於：江東区こどもプラザ〕<br>▷ 北区議会〔於：ほっこりーの志茂店〕<br>▷ 文京区役所〔於：b-lab〕<br>▷ 世田谷区議会〔於：世田谷区児童相談所〕                                      |
| 9. 20        | 正副委員長会 | 1 定例会中の委員会運営<br>2 今後の委員会運営  |
| 9. 29        | 委員会    | 1 所管事項の調査<br>「児童虐待防止について」<br>参考人：児童家庭支援センター<br>(山城こども家庭センターだいわ)<br>センター長 早樺 一男 氏<br>2 閉会中の継続審査及び調査<br>3 今後の委員会運営              |
| 12. 8        | 正副委員長会 | 1 定例会中の委員会運営<br>2 今後の委員会運営  |
| 12. 19       | 委員会    | 1 所管事項の調査<br>「産後ケアによる子育て支援について」<br>参考人：出張さんばステーション聖護院 海（まる）助産所 助産師<br>京都助産師会助産所部会長<br>宮川 友美 氏<br>2 閉会中の継続審査及び調査<br>3 今後の委員会運営 |
| 6. 3. 15     | 正副委員長会 | 1 定例会中の委員会運営<br>2 今後の委員会運営  |

| 年月日  | 区分     | 主な内容   |
|------|--------|--|
| 3.19 | 委員会    | <p>1 所管事項の調査<br/>           「子どもや子育て世代の交流機会を増やすまちづくりについて」<br/>           参考人：杏林大学 客員教授<br/>           こども家庭庁 参与<br/>           清原 慶子 氏</p> <p>2 閉会中の継続審査及び調査</p> <p>3 今後の委員会運営</p> |
| 5.23 | 正副委員長会 | 1 臨時会中の委員会運営   |
| 5.23 | 委員会    | <p>1 中間報告</p> <p>2 委員会活動のまとめ ※発言内容は別紙のとおり</p>  |

委員会 7回 管外調査 1回（2日）  
 正副委員長会 6回

## 子育て環境の充実に関する特別委員会 管内外調査実施状況

### 1 管外調査

| 年度 | 年 月 日           | 調 査 先 及 び 調 査 事 項  |
|----|-----------------|--|
| 5  | 5. 8. 30<br>～31 | ▷ 江東区議会〔於：江東区こどもプラザ〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 江東区こどもプラザの取組について</li><li>・ 施設視察</li></ul> ▷ 北区議会〔於：ほっこりーの志茂店〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 産後デイケアについて</li><li>・ 施設視察</li></ul> ▷ 文京区役所〔於：b-lab〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・ b-lab（文京区青少年プラザ）の取組について</li><li>・ 施設視察</li></ul> ▷ 世田谷区議会〔於：世田谷区児童相談所〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童虐待に対する支援について</li><li>・ 施設視察</li></ul> |

# 令和6年度 委員会運営に関する申合せ

## 1 委員会の活動について

### (1) 定例会中の活動

#### ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

|     |  |
|-----|--|
| 1日目 | 1 開会<br>2 報告事項<br>3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）<br>4 閉会                           |
| 2日目 | 1 開会<br>2 付託議案（討論・採決）<br>3 審査依頼議案（適否確認）<br>4 付託請願<br>5 所管事項（○○○○部）<br>6 閉会 |
| 3日目 | 1 開会<br>2 所管事項（△△△△部）<br>3 閉会中の継続審査及び調査<br>4 今後の委員会運営<br>5 その他<br>6 閉会     |

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事

審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

#### イ 特別委員会（標準的な運営）

|    |   |
|----|---|
| 1日 | 1 開会<br>2 所管事項の調査<br>（1）理事者からの説明<br>（2）参考人からの意見聴取<br>3 委員間討議<br>4 閉会中の継続審査及び調査<br>5 今後の委員会運営<br>6 その他<br>7 閉会 |
|----|---|

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。

ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。

また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

### (2) 5月臨時会中（令和7年5月臨時会）の活動

#### ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

|    |  |
|----|--|
| 1日 | 1 開会<br>2 報告事項 * 報告事項の実施については、委員会の裁量<br>3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）<br>4 付託議案（討論・採決）<br>5 審査依頼議案（適否確認）<br>6 委員会活動のまとめ<br>・委員の意見開陳<br>7 その他<br>・委員長及び理事者あいさつ<br>8 閉会 |
|----|--|

\* 該当委員会のみ

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事

審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

## イ 特別委員会 1日間

|     |  |
|-----|--|
| 1 日 | 1 開会<br>2 中間報告（政策提案・提言及び中間報告）<br>3 委員会活動のまとめ（委員会活動の所感）<br>・委員の意見開陳<br>4 その他<br>・委員長及び理事者あいさつ<br>5 閉会 |
|-----|--|

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

### (3) 閉会中の活動

#### ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

#### イ 常任委員会（毎月常任）

定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

#### ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるのこととする。

#### エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

#### オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により実施するものとする。

### (4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

### (5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

## (6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総括的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

## (7) 委員会の年間運営 別紙1-1

※特別委員会の年間運営 別紙1-2

## 2 議案の審査について

### (1) 議案の付託区分 別紙2

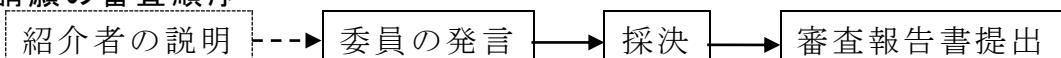
### (2) 議案審査の流れ 別紙3

### (3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

## 3 請願の審査について

### (1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

### (2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

### (3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

## 4 委員会の公開等について

### (1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

### (2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

### (3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

## 5 意見書・決議について

### (1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

### (2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

## 6 その他

### (1) 会議時間

- ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。
- イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

### (2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。**別紙4**

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められた範囲で認めることとする。

### (3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 図表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

### (4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

なお、所管事項に係る質問については2日間に分けて行い、会派持ち時間を2日間で割り振ることとし、その配分については各会派の裁量とする。

**(5) 副知事の委員会への出席**

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

**(6) ペーパーレスによる委員会運営**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。**別紙5**

なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

**(7) 情報端末機器の使用**

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

**別紙6**

**(8) 欠席の届出**

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。**別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

## 委員会の年間運営

### 初回委員会【委員会活動のスタート】

- 前期委員会活動報告書の配付
- 所管部局の事務事業概要等を聴取
- 特別委員会は、本期の委員会運営方針を協議

### 定例会中の委員会

- (常任) ○報告事項の聴取、議案審査、請願審査、所管事項の質問  
(特別) ○所管事項の調査、委員間討議（※各委員会の裁量で実施を判断）

### 閉会中の委員会

#### ■常任委員会の毎月開催

- ・報告事項の聴取
- ・所管事項の調査
- ・参考人の招致など

#### ■管内外調査（調査活動）

- ・所管、テーマに応じた現地・現場における調査

#### ■出前議会（広聴活動）

- ・府民のニーズを府政の推進に活かすために、地域住民や関係団体等と意見交換

### 委員会活動の広報

#### ■テレビ広報番組・議会だより・ホームページ・SNS

- ・定例会等の結果や各委員会の活動状況等について、テレビ広報番組、議会だより、議会ホームページ及びSNSにより紹介

### ※【委員会活動のまとめ】（5月臨時会）

- 年間を通じた総括的なものとして位置付け

## 特別委員会の年間運営

|       |   |
|-------|---|
| 5月    | <b>5月臨時会</b> (5/24) 特別委員会設置、正副委員長互選   |
| 6月    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同委員長会議 (6/3) 委員会運営の申合せの協議、確認</li> <li>・初回特別委員会 (6/7) 出席要求理事者決定、確認事項、<br/>今期の委員会運営方針の協議</li> </ul><br><b>6月定例会</b> 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)  |
| 7月    | (毎月常任) (※2)   |
| 8月    | (毎月常任) (※2)<br><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>管内外調査</u> (1泊2日又は2泊3日)</li> </ul>   |
| 9、10月 | <b>9月定例会</b> 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)  |
| 11月   | (毎月常任) (※2)   |
| 12月   | <b>12月定例会</b> 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)   |
| 1月    | (毎月常任) (※2)   |
| 2、3月  | (毎月常任) (※2)<br><br><b>2月定例会</b> 参考人陳述・意見交換、委員間討議 (※1)   |
| 4月    | (毎月常任) (※2)   |
| 5月    | <b>5月臨時会</b> 【政策提案・提言としてまとめる場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策提案・提言（報告書）の決定</li> <li>・中間報告書の決定</li> <li>・委員会活動の所感</li> </ul><br>【政策提案・提言としてまとめない場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告書の決定</li> <li>・委員会活動のまとめ</li> </ul> |

(※1) 委員間討議の実施の有無は、各委員会の裁量で判断

(※2) 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能

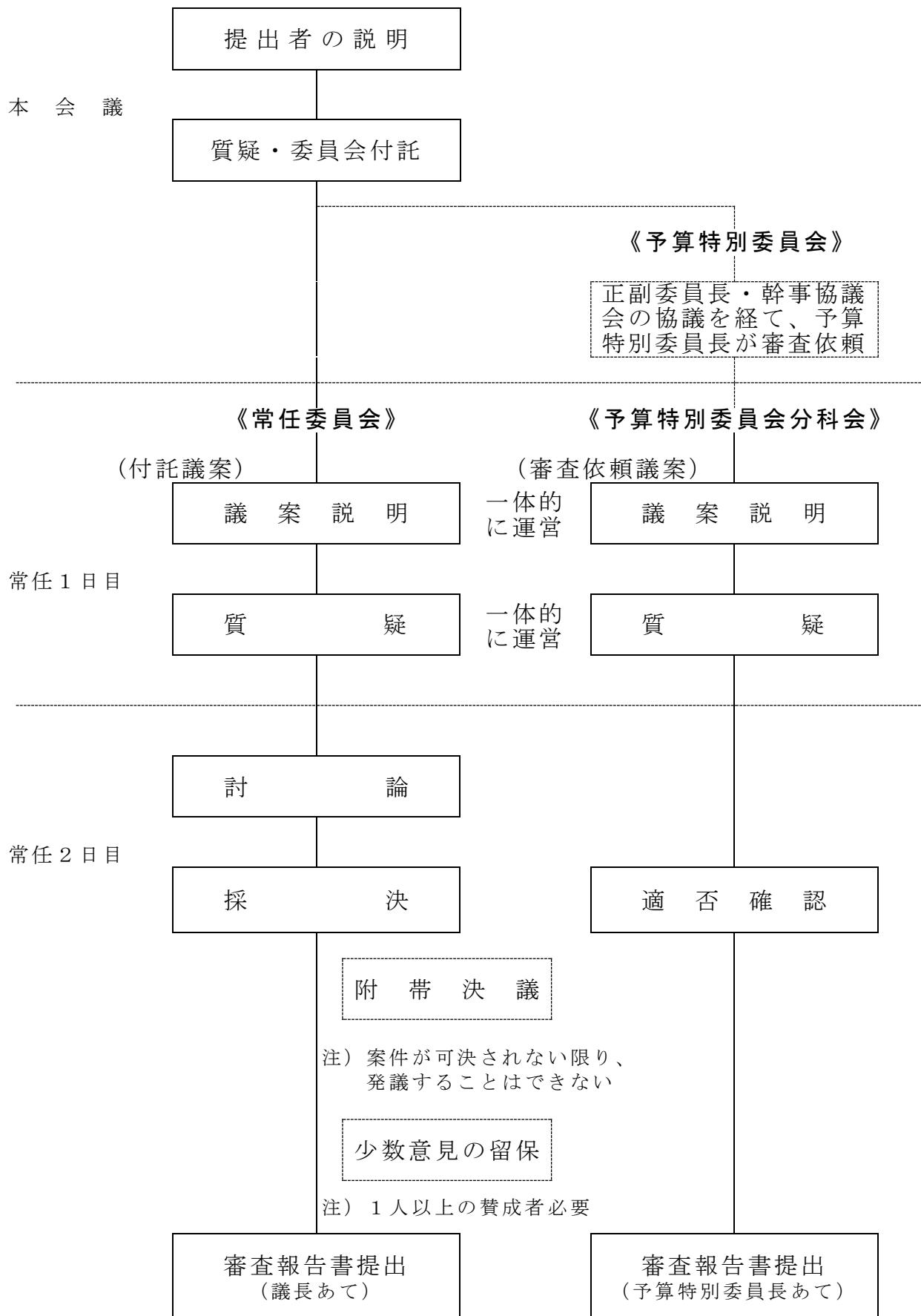
## 議案の付託区分

| 区分            | 付託先  |
|---------------|--|
| 1 予算議案        | ○ 予算特別委員会に付託   |
| 2 決算認定議案      | ○ 前年度の決算認定議案は、決算特別委員会を設置し、付託<br>○ 決算特別委員会の構成は、議長及び副議長を除く全議員の半数                       |
| 3 条例及び請負契約議案等 | ○ 同時に提案された <u>予算議案に密接に関連する議案</u> については、予算特別委員会に付託<br>○ その他の議案については、当該議案を所管する常任委員会に付託 |
| 4 人事案件        | ○ 委員会付託を省略（全体審議）   |
| 5 委員会提出議案     | ○ 委員会付託を省略   |

## 予算議案に密接に関連する議案

| 議決権の内容        | 予算特別   | 常任           | 決算特別 |
|---------------|--|--------------|------|
| 条例の制定、改廃      | 一部<br>①財務に関する条例<br>・基金条例、特別会計条例等<br>②歳入予算を伴う条例<br>・府税条例、手数料徴収条例等<br>〔※条例の改正内容による歳入の増減が予算に計上されている場合に限る〕<br>③歳出予算を伴う条例<br>・給与条例等<br>〔※条例の改正内容による歳出の増減が予算に計上されている条例であって、事業の執行に要する予算に係るもの除く〕 | その他          |      |
| 予算            | ○  |              |      |
| 決算の認定         |  |              | ○    |
| 税の賦課徴収、分担金等徴収 | 一部<br>市町村負担金を定める等の議案であって予算に計上されているもの   | その他          |      |
| 契約の締結         |  | ○            |      |
| 財産の交換、譲渡、貸付け  |  | ○            |      |
| 不動産の信託        |  | ○            |      |
| 財産の取得又は処分     | 一部<br>予算に計上されているもの   | その他          |      |
| 負担付きの寄付又は贈与   | 一部<br>予算に計上されているもの   | その他          |      |
| 権利の放棄         |  | ○            |      |
| 公の施設の独占的利用    |  | ○            |      |
| 訴えの提起等        |  | ○            |      |
| 損害賠償          |  | ○            |      |
| 公共的団体等の活動の調整  |  | ○            |      |
| 法令に基づくもの      |  | ○            |      |
| 基本的な計画の議決     |  | △<br>(分野別計画) |      |

## 議案審査の流れ



## オンライン委員会に関する申合せ

### 1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

### 2 オンライン委員会の出席手続

#### (1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第12条の2第1項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

#### (2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の2日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

#### (3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

#### (4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。  
イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

### 3 オンライン委員会の基本的事項

#### (1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようになるとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

（ア）情報セキュリティ対策を適切に講じること。

（イ）オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

（ウ）委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

（エ）オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

イ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境を整えること。

## (2) 委員長の権限

- ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。
- イ オンライン参加委員が条例第19条第2項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

## 4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
  - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
  - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

## 5 表決の方法

- (1) 表決は、委員会を招集する場所に出席している委員とオンライン参加委員で同時にを行うものとする。ただし、委員長は、表決宣言から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。
- (2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。
- (3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。
- (4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

## 6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

## 7 その他

- (1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。
- (2) 参考人のオンライン参加については、1(オンライン委員会の開催事由)にかかるわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

## 8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

様式

## オンライン参加申請書

年　　月　　日

委員会

委員長 様

委員名 \_\_\_\_\_

京都府議会委員会条例第12条の2第3項の規定により、オンライン方式による委員会参加の許可を求めます。

1 開会日

年　　月　　日

2 理由

3 メールアドレス（オンラインによる出席に必要な情報等の送付先）

4 緊急連絡先（通信回線に不具合が生じた際等の携帯電話連絡先）

※この申請書に記載いただいた個人情報は、オンライン委員会出席の目的以外には使用いたしません。

## ペーパーレス会議の運営に関する申合せ

### 1 目的

ICTの様々なメリットを活かし、府議会における各種会議の審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。

### 2 対象とすることができる会議

常任・特別委員会、議会運営委員会（理事会、議会改革検討小委員会、同作業部会を含む。）及び京都府議会会議規則第122条第1項の規定による議案の審査又は議会に関し協議又は調整を行う場とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各常任・特別委員会正副委員長会、予算・決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等の取扱いは、正副委員長等の協議により決定する。

### 3 対象者

議員、出席要求理事者（補助職員を含む。）及び議会事務局職員とする。

### 4 使用する情報端末及び使用時の注意事項

別途定める「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」に沿って使用する。

### 5 Wi-Fiルーターの利用

京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーターを利用する際は、別添「京都府議会Wi-Fiルーター利用規約」に沿って利用する。

### 6 電子データ※の対象資料等 ※文字検索が可能なPDF形式のファイル

- (1) ペーパーレスで運営する場合は、原則、全ての資料を電子データ化の対象とすることとする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 大部の資料は、希望者にのみ紙で配付することを基本とする。
- (3) 会議の招集権者が審議の充実に資すると判断した資料を会議アプリケーションに格納することも可能とする。

### 7 端末に不具合が生じた場合の対応

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替端末を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、会議を中断し、復旧のための対応を取るものとし、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料の配付により会議を再開し、審議を行うものとする。

### 8 サポート体制

- (1) 必要に応じ、議員等への端末操作研修を実施するものとする。
- (2) 必要に応じ、資料閲覧用のモニターを設置するものとする。
- (3) 情報端末の操作補助者の入室を認めるものとする。

## 9 その他

- (1) ペーパーレスで会議を運営する場合であっても、出席者の判断により、情報端末機器による資料閲覧又は、紙資料の使用を柔軟に選ぶことができるこことする。
- (2) 府政記者及び傍聴者については、会議アプリケーションを使用し、対象とする会議の資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した会議の資料は、府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付したものに限る）。  
なお、個人情報など非公開情報に該当する箇所は、マスキング処理するものとする。
- (4) この申合せに定めのない事項は、各会議において調整するものとする。

**別添**

**京都府議会Wi-Fiルーター利用規約**

令和5年4月1日制定

**(趣旨)**

第1条 この規約は、京都府議会が設置する京都府議会Wi-Fiルーター（以下「府議会Wi-Fi」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

**(利用目的)**

第2条 府議会Wi-Fiの利用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府議会におけるペーパレス会議システムの運用
- (2) その他京都府議会が特に認めたもの

**(利用者)**

第3条 府議会Wi-Fiを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 京都府議会議員
- (2) 京都府議会事務局職員

**(利用者の遵守すべき事項)**

第4条 府議会Wi-Fiを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、別紙同意書により、本規約に同意しなければならない。

- (1) 議会事務局による、運用及び管理上必要な指示に従うこと。
- (2) 利用する通信端末のOSやソフトウェアのバージョンを最新に保つ等セキュリティ対策に努めること。
- (3) SSIDやパスワードを他人に教えないこと。
- (4) 利用する通信端末がウイルスに感染したとき、又は感染した可能性があるときは、速やかに議会事務局に報告し、指示された必要な措置を講じること。
- (5) 府議会Wi-Fiの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を順守すること。

**(利用者資格の停止)**

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、議会事務局は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止することができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他、利用者として不適切と議会事務局が判断した場合

**(禁止事項)**

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 議会事務局又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会事務局が不適切と判断する行為

**(本規約の変更)**

第7条 議会事務局は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

**附 則**

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

**別紙**

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約同意書

京都府議会Wi-Fiルーター利用規約に同意し、府議会Wi-Fiルーターを利用いたします。

令和 年 月 日

ご署名

---

## 京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン

### 第1 ガイドラインの趣旨

- 京都府議会（以下「議会」という。）では、令和3年3月に策定したICT利活用推進・実施計画に基づき、議会が管理するアプリケーション（以下「議会アプリ」という。）の利用や、会議（委員会及び京都府議会会議規則（昭和31年京都府議会規則第2号）に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。））の運営において、情報端末機器を使用する機会が拡大している。

このような情報端末機器の利活用の拡大が議会・議員活動を充実させる一方で、それぞれの議員においては、機器や情報などの取扱いに係るセキュリティ及びコンプライアンスについて、より高い意識が求められることとなっている。

そこで、円滑な議会運営及び議会への府民の信頼を確保することを目的に、各議員が議会活動において、情報端末機器を適切に使用・管理するためのガイドラインをここに定めるものである。

### 第2 議員の責務

- 議員は情報端末機器の使用・管理に当たり、次に掲げる事項について十分に配慮し、このガイドラインの規定を遵守するものとする。
- (1) 第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げることのないよう情報を取り扱うこと。
  - (2) 情報の漏洩、議会アプリの機能の毀損等を防止するためのセキュリティ対策に努めること。
  - (3) 情報端末機器を使用する状況、目的、方法等について、府民の目から見て疑念が生じることのないようにすること。
  - (4) それぞれの会議における情報端末機器の使用に関する定めを遵守するとともに、その運営を妨げないこと。

### 第3 議会事務局の責務

- 議会事務局は、議員が議会活動において情報端末機器を円滑かつ適切に使用できるよう、議会アプリの管理、通信環境の確保その他の必要な環境の整備に努めるものとする。

### 第4 情報端末機器の調達

- ① 議員は、議会アプリを使用する情報端末機器（以下「議会アプリ用端末」という。）  
※及び会議で使用する情報端末機器について、原則として、自ら、又は自らが所属する会派を通して、調達するものとする。
- ※ 次の情報端末機器を含む。
- ・ 日常的に使用してはいないが、議会アプリをインストールしている情報端末機器
  - ・ 議会アプリをインストールしていないが、インターネットブラウザ等により、議会アプリのサービスを利用している情報端末機器
  - ・ その他、URL、ID、パスワード等の議会アプリへのアクセスに関する情報が保存されている情報端末機器

- ② 議員及び出席要求理事者が会議で使用する情報端末機器はタブレット端末、ノートパソコン又はスマートフォン（それぞれインターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）のうち任意のものとする。

## 第5 情報端末機器の管理

- ① 議員は、議会アプリ用端末のセキュリティ対策のため、基本ソフトウェアの更新を行うものとする。
- ② 議員は、議会アプリ用端末について、画面ロック機能を設定する等、その監督下にない第三者が無断に使用することのないように対策を行うものとする。
- ③ 議員は、議会アプリ用端末について、盗難、紛失及び無断使用を防止するため、公共の場その他の第三者の出入りのある場所に放置しない等、適切に運搬、保管等を行うものとする。
- ④ 議員は、セキュリティソフトのインストール等、議会アプリ用端末のセキュリティ対策の強化に努めるものとする。

## 第6 議会アプリの使用等

- ① 議員、出席要求理事者及び議会事務局職員その他の議会アプリの使用を許可された者（以下「議会アプリの使用者」という。）は、議会アプリのID、パスワード等の情報について第三者に知られることがないよう適切に管理するものとする。
- ② 議会アプリの使用者は、個人情報その他の議会及び執行機関において公開が予定されない情報について、議会アプリを用いて共有してはならないものとする。
- ③ 議会アプリの使用者は、議会アプリを用いて共有する資料のうち、議会事務局及び執行機関が作成したもの以外のものについて、複製、頒布等を行う場合には、当該資料に係る著作権等の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

## 第7 議会アプリ用端末の盗難・紛失等への対応

- ① 議会アプリの使用者は、次に掲げる事象が発生した、又は発生したおそれがある場合には、速やかにその旨を議会事務局に連絡するものとする。
  - (1) 議会アプリ用端末の盗難又は紛失
  - (2) 議会アプリ又は議会アプリ用端末のコンピュータウィルスの感染
  - (3) 議会アプリ又は議会アプリ用端末への不正アクセス
  - (4) 議会アプリのID、パスワード等の漏洩
- ② ①の連絡があったとき、議会事務局は、当該連絡に係る議会アプリのアカウントを速やかに停止し、必要に応じ議会アプリを提供する事業者等に連絡した上で、被害防止、機能復旧等のために適切な対応を行うものとする。

## 第8 会議における情報端末機器の使用

- ① 議員及び出席要求理事者は、議場で開催される場合及びそれぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除き、会議において情報端末機器を使用することができる。

- ② それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次の事項を行うことができるものとする。
- (1) あらかじめ情報端末機器又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に  
関係する資料等の閲覧
  - (2) 議事に関係する資料等についてインターネットを利用して行う検索
  - (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ  
機能）の使用
  - (4) その他、それぞれの会議において認められている議会アプリの機能の使用
- ③ それぞれの会議において特に定められた場合を除き、議員及び出席要求理事者は、会議において次に掲げる事項を行ってはならないものとする。
- (1) 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信
  - (2) 議事に関係のない情報端末機器の使用その他の会議の目的に照らして必要のない  
情報端末機器の使用
  - (3) 議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用そ  
の他の府民の目から見て疑念が生じるような情報端末機器の使用
  - (4) 会議の委員長又は主宰者の許可を得ていない、会議の撮影、録音及び録画
  - (5) 会議の委員長又は主宰者が情報端末機器の使用を認めないこととしている場面で  
の情報端末機器の使用
- ④ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が議事の支障とならないように配慮するものとする。ただし、災害等に係る緊急速報メール等の受信音についてはこの限りではない。
- ⑤ ④の緊急速報メール等の受信音が鳴った場合には、会議の委員長又は主宰者は、必要  
に応じ、その内容について確認を行うものとする。
- ⑥ 議員及び出席要求理事者は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、そ  
の画面に傍聴者等の目が向けられていることに常に意識し、個人情報その他の議会及び  
執行機関において公開が予定されない情報その他の第三者に開示すべきでない情報及  
び府民の目から見て疑念が生じるような内容が表示されないようにするものとする。
- ⑦ 議会事務局は、会議の円滑な運営を確保するため、Wi-Fiルーターの設置等、議  
員が議会事務局の管理する無線LANに情報端末機器を接続できる環境の整備に努め  
るものとする。
- ⑧ 議員は、会議において情報端末機器を使用するに当たっては、その電源はバッテリー  
対応とし、インターネットへの接続その他の情報端末機器（附属機器等を含む。）を使用  
するために必要な準備については、⑦の無線LANを除き、原則として、それぞれの議  
員の責任において行うものとする。
- ⑨ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に会議における情報端末機器の  
使用に係る規定を遵守させ、議事運営に支障が生じないようにするため、必要な注意喚  
起等を行うものとする。

## **第9 管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用**

- ① 議員及び出席要求理事者は、委員会及び協議等の場が実施する管内調査及び管外調査において、情報端末機器を使用することができる（それぞれの会議において特に使用できない旨を定めている場合を除く。）。
- ② 管内調査及び管外調査において情報端末機器を使用するに当たっての電源の確保、インターネットへの接続その他の必要な準備については、原則として、それぞれの議員の責任において行うものとする。
- ③ 議員及び出席要求理事者は、管内調査及び管外調査において、議会の品位を損なうような情報端末機器の使用、節度のない情報端末機器の使用その他の説明者の信頼を損なうような情報端末機器の使用をすることのないように十分に配慮するものとする。
- ④ 会議の委員長又は主宰者は、議員及び出席要求理事者に情報端末機器の使用に係る規定を遵守させ、調査の円滑な実施に支障が生じないよう、必要な注意喚起等を行うものとする。
- ⑤ 会議の委員長又は主宰者は、管内調査及び管外調査における情報端末機器の使用に関し、このガイドラインに定めるもののほか、議員及び出席要求理事者に対し、調査の円滑な実施のために必要な指示を行うものとする。

## **第10 その他**

- ① 情報端末機器の使用が認められていない議会の会議に情報端末機器を持ち込む場合には、机上には置かず、電源を切る等により電子音、振動音及びディスプレイ等の光が室内に漏れないようにするものとする。
- ② 議員がその地位を失った場合には、議会事務局は、議会アプリの当該議員のアカウントを停止するものとする。
- ③ 議員は、このガイドラインに定めるもののほか、情報端末機器の使用・管理に関し、第三者の権利を侵害し、又は府政の推進を妨げるような事象が発生した、又は発生のおそれがある場合は、速やかに議会事務局にその旨を連絡するものとする。
- ④ このガイドラインの議員に関する規定は、議会アプリの使用が認められた会派の職員について準用するものとする。
- ⑤ このガイドラインに定めるもののほか、議会活動における議員の情報端末機器の使用・管理に関する事項については、議会運営委員会において協議し、決定するものとする。

## **附 則**

このガイドラインは、令和5年6月9日から施行する。

## 欠席届

令和 年 月 日 (から令和 年 月 日まで) の委員会には次の理由により出席できないので、届けます。

(理由)

令和 年 月 日

京都府議会〇〇委員長 〇〇 〇〇 殿

京都府議会〇〇委員 〇〇 〇〇 印

# 事務概要

(令和 6 年度)

<抄>

京都府総合政策環境部

## 目 次

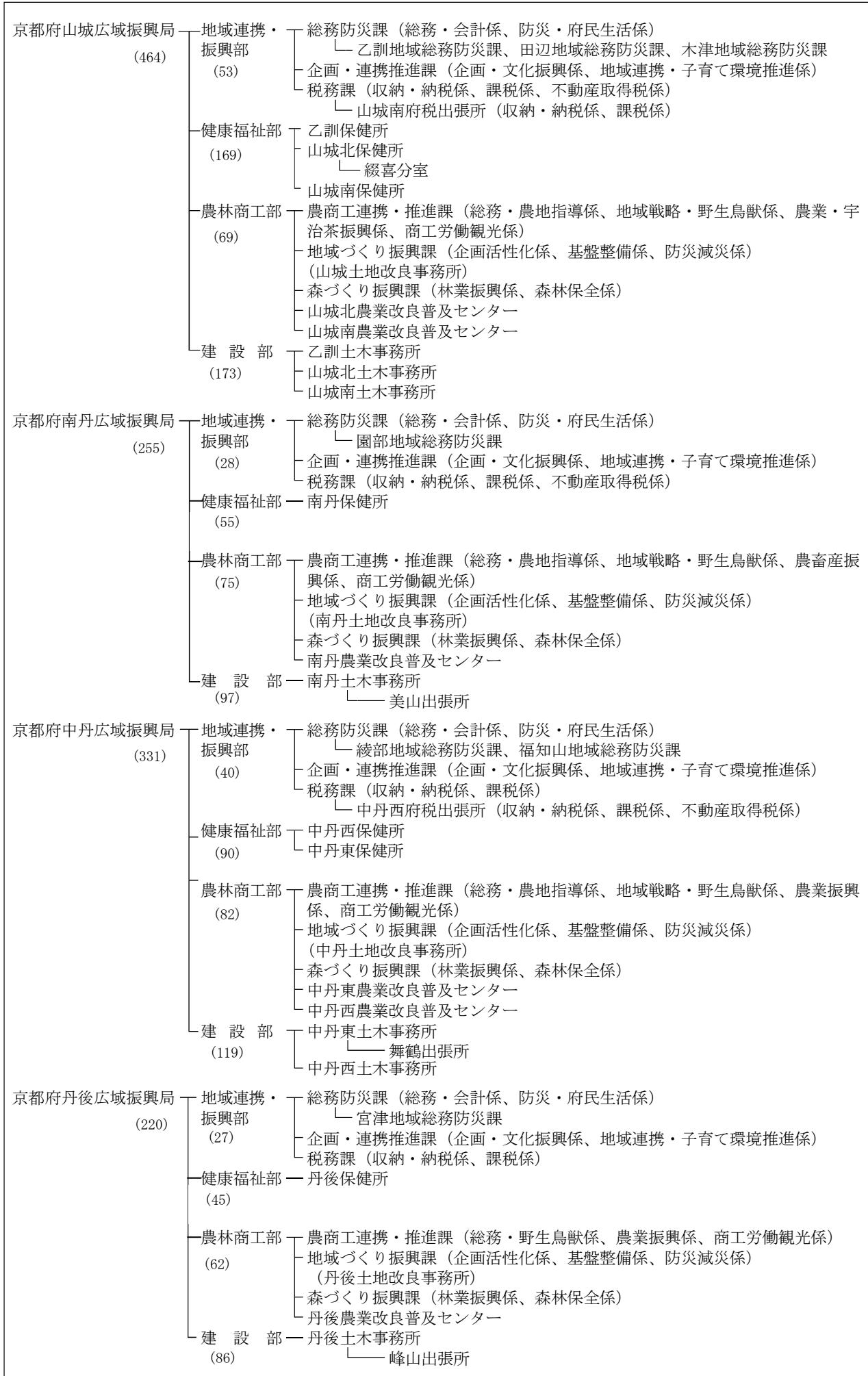
|             |   |
|-------------|---|
| I 組 織       | 1 |
| II 事 務 分 掌  | 3 |
| III 主要事項の概要 | 3 |
| IV 令和6年度予算  | 5 |
| V 主要計画等     | 7 |

# I 組織

令和6年4月1日現在

| 本庁課                          | 担当  | 地域機関等  |
|------------------------------|---|--|
| 総合政策室(20)<br>(子育て社会推進監含む)    | 子育て社会推進係<br>総合調整係<br>計画推進係<br>広域行政係       | 関西広域連合派遣(4)<br>全国知事会派遣(1)  |
| 地域政策室(19)                    | 北中部南部<br>部部部<br>係係係                       | 海の京都DMO派遣(3)<br>森の京都DMO派遣(2)<br>お茶の京都DMO派遣(3)<br>京都産業21派遣(1)               |
| 政策環境総務課(17)<br>(部長、副部長(1)含む) | 総務企画係<br>経理係                              | 東京事務所(9)<br>各省庁等派遣(17)<br>大阪府派遣(1)<br>滋賀県派遣(1)<br>堺市派遣(1)<br>公立大学法人派遣(142) |
| 万博・地域交流課(11)                 | 展示企画係<br>機運醸成係                            | 2025年日本国際博覧会協会派遣(5)  |
| 情報政策課(18)<br>(副部長(1)含む)      | 情報企画・セキュリティ係<br>共同化推進係                    |  |
| デジタル政策推進課(10)<br>(企画参事含む)    | スマート社会推進係<br>デジタル行革推進係                    |  |
| 企画統計課(40)                    | 企画調査係<br>情報分析係<br>社会統計係<br>産業統計係<br>生活統計係 |  |
| 大学政策課(7)                     | 大学政策係                                     | 大学コンソーシアム派遣(1)   |
| 脱炭素社会推進課(17)                 | 企画調整係<br>温暖化対策係<br>エネルギー政策係               |  |
| 循環型社会推進課(18)<br>(技監含む)       | 循環・リサイクル係<br>産業廃棄物係<br>不法投棄等対策係           | 大阪湾広域臨海環境整備センター派遣(1)   |
| 自然環境保全課(8)                   | 自然環境係<br>自然公園係                            |  |
| 環境管理課(14)                    | 指導係<br>大気質係                               |  |
| 【2室10課 1地域機関】                | 本地域機関<br>派遣                               | 199<br>9<br>183  |
|                              |   | 計391人  |

# 広域振興局の組織



## II 事務分掌

### (総合政策室の事務)

- (1) 府の重要施策の企画、調査及び総合調整（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 部を横断する新規事業の立案及び推進に関すること。
- (3) 子育て環境日本一の実現に係る企画、総合調整及び推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 京都府総合計画の推進等に関すること。
- (5) 経営戦略会議の運営に関すること。
- (6) 地方分権改革（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 関西広域連合に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 全国知事会及び近畿ブロック知事会に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務に関すること。

## III 主要事項の概要

### [総合政策室]

#### 1 総合計画の推進

京都府総合計画に掲げる「将来構想」の実現に向け、「8つのビジョン」等における「主要な方策」をはじめとする取組について、府民意識調査結果の分析等も踏まえて実施状況の評価を行うとともに、重点施策を部局横断的に調整し次年度以降の予算編成につなげていく。

#### 2 地域創生の推進

少子高齢化・人口減少社会の課題に対応するため、京都府地域創生戦略に基づく取組を進めるとともに、市町村等と連携して地域の実情・特性に応じた実効性のある地域創生に取り組む。

#### 3 子育て環境日本一の総合的な施策展開

子どもや子育て世代を社会全体であたたかく見守り支え合うオール京都の推進体制により、「子育て環境日本一」の実現に向けて総合的な施策展開を図る。

#### 4 府の主要事業の推進

府の主要事業の着実な推進を図るため、国の予算の概算要求に先立って、重点事項について関係省庁・機関等に対し、東京事務所と連携しつつ政策提案・要望を行うとともに、近隣府県等の自治体及び関係機関とも広く連携し、政策の実現を図る。

#### 5 経営戦略会議の開催

府政の重要課題等について、二役と関係部局が一堂に会する「経営戦略会議」を開催し、対応方策や方向性などを共有し、全序的なマネジメントを行う。

## **6 京都市との連携・協働の推進**

京都市域における府政を効果的・効率的に進めるため、知事と市長とのトップ会談（指定都市都道府県調整会議）をはじめ、実務者レベルの府市政策連携・融合会議等を通じて、府・市共通の課題について府・市の緊密な連携・協働を進める。

## **7 地方分権改革の推進**

住民に身近な行政は、できるだけ住民に近い地方公共団体が担うことで、各地域が自らの判断と責任で地域の諸課題に取り組めるよう、国に対して積極的な提案を行うなど、全国知事会や関西広域連合等を通じ、地方分権改革の取組を進める。

## **8 関西広域連合への参画**

関西における広域連携の歴史と実績の上に設立された特別地方公共団体である「関西広域連合」に参画し、府県のエリアを越える広域的な諸課題に取り組む。

## **9 全国知事会、近畿ブロック知事会との連絡調整**

全国知事会議、近畿ブロック知事会議の開催、国への提案・提言などの調整、取りまとめを通じ、様々な分野で共通する政策課題についての認識を深め、広域的な連携を図る。

## IV 令和6年度予算

### ○ 岁 入

(単位：千円)

| 款         | 予 算 額     | 内 訳       |        |
|-----------|-----------|-----------|--------|
|           |           | 本庁・東京事務所  | 広域振興局  |
| 使用料及び手数料  | 152,344   | 142,344   | 10,000 |
| 国 庫 支 出 金 | 1,392,450 | 1,392,450 |        |
| 財 産 収 入   | 4,404     | 3,104     | 1,300  |
| 寄 附 金     | 12,040    | 12,040    |        |
| 繰 入 金     | 272,495   | 272,495   |        |
| 諸 収 入     | 956,328   | 956,328   |        |
| 計         | 2,790,061 | 2,778,761 | 11,300 |

### ○ 岁 出

(単位：千円)

| 款・項    | 予 算 額      | 内 訳        |           |
|--------|------------|------------|-----------|
|        |            | 本庁・東京事務所   | 広域振興局     |
| 総務費    | 6,476,978  | 4,830,277  | 1,646,701 |
| 総務管理費  | 1,691,493  | 44,792     | 1,646,701 |
| 企画費    | 4,244,663  | 4,244,663  |           |
| 市町村振興費 | 900        | 900        |           |
| 統計調査費  | 539,922    | 539,922    |           |
| 衛生費    | 2,608,634  | 2,608,634  |           |
| 環境衛生費  | 329,992    | 329,992    |           |
| 環境対策費  | 2,278,642  | 2,278,642  |           |
| 土木費    | 112,176    | 112,176    |           |
| 公園費    | 112,176    | 112,176    |           |
| 教育費    | 10,528,575 | 10,528,575 |           |
| 大学費    | 10,528,575 | 10,528,575 |           |
| 計      | 19,726,363 | 18,079,662 | 1,646,701 |

[ 令和6年度当初予算主要事項（令和5年度2月補正含む） ]

| 課(室)名                     | 事 項                         | 予 算 額       | 説 明  |
|---------------------------|-----------------------------|-------------|--|
| 総合政策室                     | 子育て環境日本一推進会議運営費             | 千円<br>3,000 | 子育て環境日本一の実現に向けたオール京都の推進体制の運営に要する経費                                       |
| 総合政策室                     | 子育てにやさしいまちづくり推進交付金          | 65,000      | 「まち全体で子どもを見守り支える」まちづくりを進めるため、市町村が策定する「子育てにやさしいまちづくり推進計画」に基づく取組への助成に要する経費 |
| 総合政策室                     | 子育ての楽しさ広げる事業費               | 6,000       | 子育てが楽しいと思えるポジティブなイメージを広げるための取組に要する経費                                     |
| 総合政策室<br>地域政策室<br>政策環境総務課 | 京都府総合計画推進費                  | 11,140      | 「京都府総合計画」の総合的な推進に要する経費   |
| 総合政策室                     | 関西広域連合分担金                   | 242,909     | 関西広域連合の運営に係る分担金  |
| 地域政策室                     | 「海の京都」DMO推進事業費              | 84,250      | 海の京都DMOの事業に要する経費   |
| 地域政策室                     | 「森の京都」DMO推進事業費              | 53,080      | 森の京都DMOの事業に要する経費   |
| 地域政策室                     | 「お茶の京都」DMO推進事業費             | 65,251      | お茶の京都DMOの事業に要する経費  |
| 地域政策室                     | 「移住するなら京都」推進事業費             | 59,100      | 移住・定住に至るまでの各段階に応じた支援策の実施に要する経費   |
| 地域政策室                     | 「もうひとつの京都」多言語情報発信強化事業費      | 10,145      | 多言語Webサイトによる府域の魅力や情報の発信強化に要する経費  |
| 地域政策室                     | 「もうひとつの京都」ダイレクトマーケティング事業費   | 2,786       | データを活用した効果的なダイレクトマーケティングに要する経費   |
| 地域政策室                     | 「もうひとつの京都」観光周遊カーシェアリング推進事業費 | 1,870       | もうひとつの京都エリアにカーシェアサービスを拡充するなど、観光周遊の取組の推進に要する経費                            |
| 地域政策室                     | 「もうひとつの京都」見える化促進事業費         | 1,147       | ラッピング電車の運行等を通じた「もうひとつの京都」を体感できる環境整備に要する経費                                |
| 地域政策室                     | 産業創造リーディングゾーン総合推進費          | 5,000       | 産業創造リーディングゾーンの形成に向けて、産学官が連携して行う研究会等の実施に要する経費                             |
| 地域政策室                     | アート&テクノロジー・ヴィレッジ推進事業費       | 20,000      | アート&テクノロジー・ヴィレッジ京都の運営及び次世代を担う起業家や企業の中核を担う人材育成の推進に要する経費                   |
| 地域政策室                     | 地域振興計画推進費                   | 130,000     | 地域の特性や課題に応じた事業を戦略的に展開するための取組に要する経費                                       |
| 万博・地域交流課                  | 大阪・関西万博きょうとの魅力発信事業費         | 428,000     | 大阪・関西万博きょうと推進委員会の運営や機運醸成イベントの実施、関西パビリオンにおける京都ブースの整備等に要する経費               |
| 情報政策課<br>デジタル政策推進課        | 府庁スマート化推進事業費                | 25,000      | 府庁における業務改善等の推進、効率的な府政運営及び府民サービスの向上に向けた取組に要する経費                           |

## V 主 要 計 画 等

| 名称                      | 内容   | 備考                             |
|-------------------------|--|--------------------------------|
| 京都府総合計画                 | 府政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画として、「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第4条の規定により、京都府のめざす方向性を「将来構想」、「基本計画」、「地域振興計画」の形で明らかにするために策定したもの   | 改定：<br>令和4年度                   |
| 京都府子育て環境日本一推進戦略         | 子どもや子育て世代をはじめ、全ての人にとって暮らしがやすい「子育て環境日本一」の京都の実現に向けて、「子育てが楽しい風土づくり」「子どもと育つ地域・まちづくり」「若者の希望が叶う環境づくり」「全ての子どもの幸せづくり」を重点戦略として掲げ、具体的な政策の方向性を明らかにするため策定したもの  | 改定：<br>令和5年度                   |
| 京都府スマート社会推進計画           | 府民一人ひとりの夢・希望や、産業・地域活動の持続可能な成長・維持が、デジタル技術を活用することで実現される社会を目指し、官民データ活用推進基本法等に基づき策定  | 計画期間：<br>令和5～8年度<br>(4年間)      |
| 京都府環境基本計画               | 「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的な施策・事業などの指針となる計画   | 計画期間：<br>令和2～12年度<br>(11年間)    |
| 京都府地球温暖化対策推進計画          | 京都府地球温暖化対策条例第10条第1項に基づき策定する計画であり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項の規定に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に規定する「地域気候変動適応計画」に位置づけ<br>温室効果ガス排出量の削減目標の達成と気候変動適応策の推進を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための方策を明らかにするもの | 計画期間：<br>令和3～12年度<br>(10年間)    |
| 府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第2期）    | 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置づけ<br>府庁の温室効果ガス排出量削減目標を設定するとともに、その達成に向けた取組をまとめたもの   | 計画期間：<br>令和3～12年度<br>(10年間)    |
| 京都エコ・エネルギー戦略            | 府民生活の安心・安全を守り、経済活動の維持発展を図る立場から、地球温暖化など環境と経済の視点を踏まえたエネルギー政策の方向性と施策展開のあり方を明らかにするために策定  | 計画期間：<br>平成25～令和12年度<br>(18年間) |
| 再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期） | 再生可能エネルギーを取り巻く国内外の環境変化を踏まえ、脱炭素社会を支える再生可能エネルギーの主力電源化に向け、再生可能エネルギーの導入・利用促進施策等を推進するため、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第5条に基づき策定  | 計画期間：<br>令和3～7年度<br>(5年間)      |

# **京都府健康福祉行政の概要**

## **(令和6年度版)**

**京都府健康福祉部**

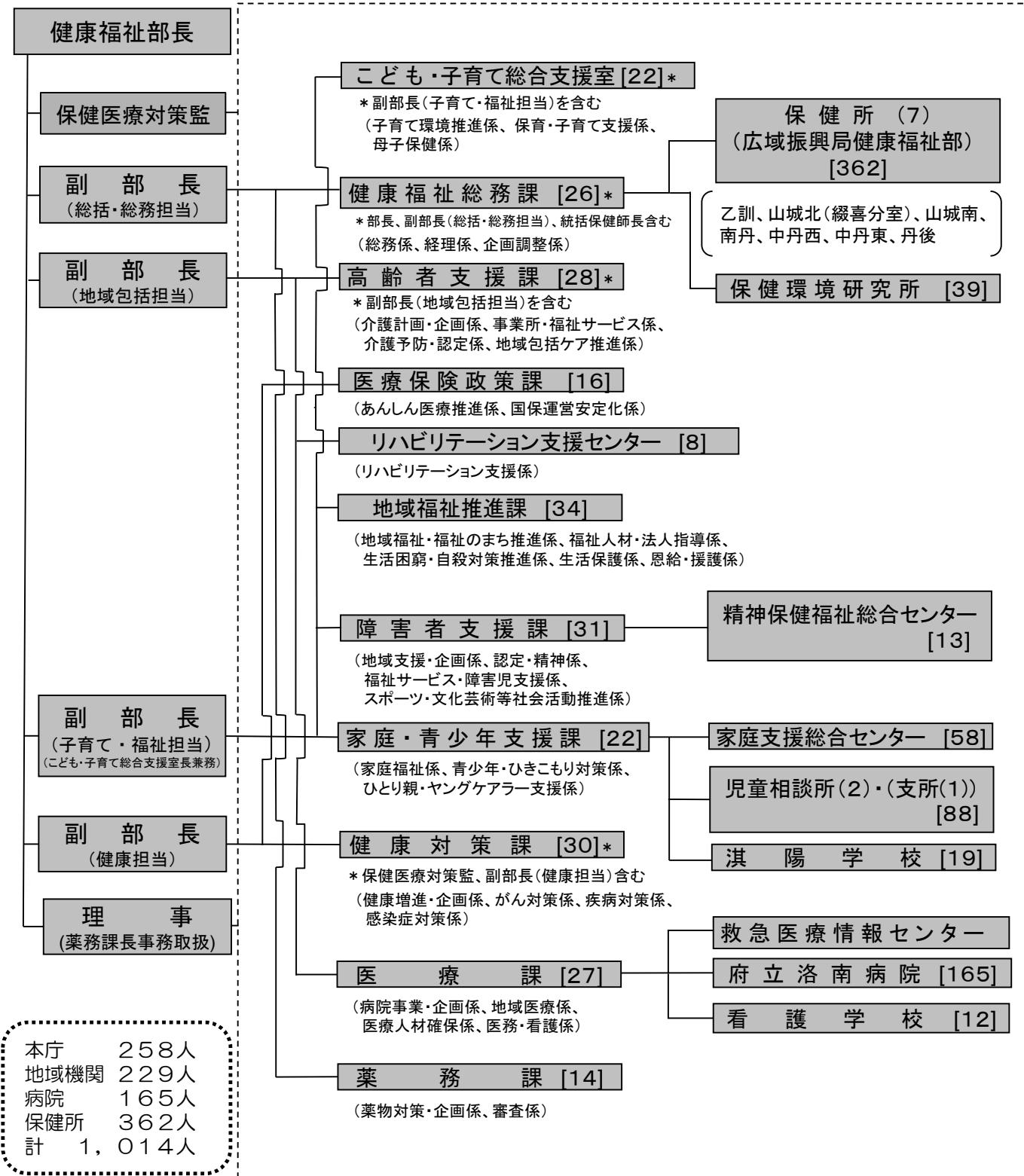
# 目 次

|                                 |       |    |
|---------------------------------|-------|----|
| <b>第1 健康福祉部の組織</b>              | ..... | 1  |
| 1 健康福祉部の執行体制(令和6年6月1日現在)        | ..... | 1  |
| 2 所掌事務                          | ..... | 2  |
| 3 健康福祉部関係附属機関                   | ..... | 12 |
| <br>                            |       |    |
| <b>第2 令和6年度健康福祉部予算</b>          | ..... | 15 |
| 1 一般会計予算                        | ..... | 15 |
| 2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業<br>特別会計予算 | ..... | 15 |
| 3 国民健康保険事業特別会計予算                | ..... | 15 |
| 4 病院事業会計予算                      | ..... | 15 |
| 5 施策の柱                          | ..... | 16 |
| 6 令和6年度主要事項一覧                   | ..... | 17 |
| <br>                            |       |    |
| <b>資料</b>                       | ..... | 20 |
| 1 健康福祉部関係の法定計画一覧                | ..... | 21 |
| 2 健康福祉年表 ダイジェスト                 | ..... | 24 |
| 3 主要指標の状況                       | ..... | 26 |
| 4 京都府所管保健所等一覧                   | ..... | 27 |

# 第1 健康福祉部の組織

## 1 健康福祉部の執行体制(令和6年6月1日現在)

現行の健康福祉部の組織は、次のとおり1室・9課・1センター、35係で構成されており、部に属する地域機関は、7保健所（広域振興局健康福祉部）をはじめ、保健環境研究所、家庭支援総合センター、府立洛南病院等の総計16機関です。



全広域振興局に「地域連携・子育て環境推進係」を設置(令4.5.1)

## 2 所掌事務

本 庁

| 課 名           | 所 掌 事 務  |
|---------------|--|
| こども・子育て総合支援室  | (1) こども・子育て支援の企画、総合調整及び推進に関すること。<br>(2) 次世代育成に関すること。<br>(3) 結婚、出産及び育児の支援に係る気運の醸成に関すること。<br>(4) 母子保健に関すること。<br>(5) 児童手当に関すること。<br>(6) 児童健全育成事業に関すること。<br>(7) 保育所及び認定こども園に関すること。<br>(8) 保育士に関すること。   |
| 健 康 福 祉 総 務 課 | (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。<br>(2) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。<br>(3) 健康危機管理の総合調整に関すること。<br>(4) 厚生統計調査に関すること。<br>(5) 保健所、保健環境研究所及び福祉に関する事務所に関すること。<br>(6) 京都府社会福祉事業団及び京都府立総合社会福祉会館に関すること。<br>(7) 部内の人事及び組織に関すること。<br>(8) 部に属する予算の経理に関すること。<br>(9) 部の広聴及び広報の総括に関すること。<br>(10) 部内他課の主管に属さないこと。   |
| 高 齢 者 支 援 課   | (1) 高齢化対策の企画及び総合調整に関すること。<br>(2) 介護保険に係る企画調整並びに市町村への助言及び支援に関すること。<br>(3) 介護支援専門員に関すること。<br>(4) 介護認定審査会の運営に関すること。<br>(5) 認定調査の指導及び認定調査員の研修に関すること。<br>(6) 介護保険審査会の設置及び運営等に関すること。<br>(7) 訪問介護員養成研修に関すること。<br>(8) 老人福祉施設等の整備及び運営指導等に関すること。<br>(9) 京都府立洛南寮に関すること。<br>(10) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関すること。<br>(11) 公益財団法人京都SKYセンターに関すること。<br>(12) 老人クラブの育成指導に関すること。<br>(13) 介護予防事業に関すること。<br>(14) 地域包括ケアの推進に関すること。<br>(15) 社会福祉施設の指導に関すること。<br>(16) 介護サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関すること。<br>(17) 介護サービスの質の向上に関すること。<br>(18) 社会福祉施設の第三者評価等に関すること。 |

| 課名              | 所掌事務  |
|-----------------|---|
| 医療保険政策課         | (1) 医療制度に係る企画調整に関すること。<br>(2) 医療、健康等に関する調査研究並びに施策の企画及び調整に関すること。<br>(3) 医療、健康等に係る計画の総合調整に関すること。<br>(4) 国民健康保険制度の運営の安定化に関すること。<br>(5) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会が行う国民健康保険事業の指導監督に関すること。<br>(6) 国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する国庫負担金、国庫補助金、調整交付金等の交付に関すること。<br>(7) 保険医療機関及び保険薬局の指導監督に関すること。<br>(8) その他国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関すること。<br>(9) 老人、重度心身障害児、重度心身障害者、母子家庭、父子家庭、乳幼児及び児童に対する医療給付に関すること。   |
| リハビリテーション支援センター | (1) リハビリテーション施策に係る企画立案及び推進に関すること。<br>(2) リハビリテーションの実地指導に関すること。<br>(3) リハビリテーションに係る資源調査、研修計画作成並びに情報の収集、分析及び提供に関すること。<br>(4) リハビリテーションに係る広報啓発及び地域リハビリテーション支援センター連絡協議会の運営に関すること。   |
| 地域福祉推進課         | (1) 福祉のまちづくりの推進に関すること。<br>(2) 生活困窮者の自立支援に関すること。<br>(3) 生活保護に関すること。<br>(4) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。<br>(5) 自殺対策に関すること。<br>(6) 未帰還者の調査及び引揚者の援護に関すること。<br>(7) 戦没者の慰靈及び遺族の援護に関すること。<br>(8) 戦没者、旧軍人・軍属の叙位及び叙勲に関すること。<br>(9) 公務扶助料、遺族年金等の進達並びに各種給付金及び特別弔慰金の裁定に関すること。<br>(10) 旧軍人・軍属の恩給及び一時金に関すること。<br>(11) 旧軍人・軍属の履歴調査及びその証明に関すること。<br>(12) 戰傷病者の援護に関すること。<br>(13) 地域福祉振興に関すること。<br>(14) 福祉ボランティア及び災害ボランティアの振興に関すること。<br>(15) 民生委員に関すること。<br>(16) 福祉人材の確保及び定着に関すること。<br>(17) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関すること。<br>(18) 社会福祉施設の振興に関すること。 |

| 課名        | 所掌事務  |
|-----------|---|
| 障害者支援課    | (1) 障害児施策及び障害者施策の企画及び総合調整に関すること。<br>(2) 身体障害児及び身体障害者の福祉及び自立支援に関すること。<br>(3) 知的障害児及び知的障害者の福祉及び自立支援に関すること。<br>(4) 精神保健福祉並びに精神障害者の福祉及び自立支援に関すること。<br>(5) 障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること。<br>(6) 障害者の社会参加の促進に関すること。<br>(7) 心神喪失者等の医療及び観察等に関すること。<br>(8) 心身障害者扶養共済事業に関すること。<br>(9) 精神保健福祉総合センター、京都府立視力障害者福祉センター、京都府立桃山学園、京都府立心身障害者福祉センター、京都府立こども発達支援センター及び京都府立舞鶴こども療育センターに関すること。<br>(10) 障害福祉サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関すること。<br>(11) 障害福祉サービスの質の向上に関すること。 |
| 家庭・青少年支援課 | (1) 児童虐待対策に関すること。<br>(2) ドメスティック・バイオレンス対策に関すること。<br>(3) 児童福祉施設、里親及び児童の福祉に係る養子縁組に関すること。<br>(4) 児童委員に関すること。<br>(5) 要保護女性の福祉に関すること。<br>(6) 家庭支援総合センター、児童相談所、淇陽学校及び京都府立東山母子生活支援施設に関すること。<br>(7) 青少年活動の推進に関すること。<br>(8) 青少年の健全育成に関すること。<br>(9) 京都府立青少年海洋センターに関すること。<br>(10) 非行・ひきこもり対策に関すること。<br>(11) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。<br>(12) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。<br>(13) 子どもの貧困対策に関すること。<br>(14) ヤングケアラーの支援等に関すること。                                   |
| 健康対策課     | (1) 健康づくり対策の企画立案及び推進に関すること。<br>(2) 地域保健対策に関すること。<br>(3) がん対策に関すること。<br>(4) 感染症対策に関すること。<br>(5) 結核予防に関すること。<br>(6) 予防接種に関すること。<br>(7) 難病の保健医療に関すること。<br>(8) 原子爆弾被爆者の保健医療に関すること。<br>(9) 歯科保健に関すること。<br>(10) 栄養改善及び栄養士に関すること。<br>(11) 小児慢性特定疾病に関すること。<br>(12) その他健康対策に関すること。   |

|       |   |
|-------|---|
| 医 療 課 | (1) 医療対策の企画立案及び推進に関すること。<br>(2) 医師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関すること。<br>(3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。<br>(4) 病院、診療所、助産所及び医療関係諸施設に関すること。<br>(5) 医療法人に関すること。<br>(6) 死体の解剖及び保存に関すること。<br>(7) 災害応急衛生救護に関すること。<br>(8) 救急医療情報センターに関すること。<br>(9) 洛南病院及び看護学校に関すること。  |
| 薬 務 課 | (1) 薬剤師に関すること。<br>(2) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。<br>(3) 薬事支援に関すること。<br>(4) 献血に関すること。<br>(5) 採血業に関すること。<br>(6) 毒物及び劇物に関すること。<br>(7) 覚醒剤に関すること。<br>(8) 薬用植物の栽培に関すること。<br>(9) 麻薬、向精神薬、大麻及びあへんに関すること。<br>(10) 温泉に関すること。<br>(11) 有害物質を含有する家庭用品に関すること。<br>(12) 室内空気環境に関すること。<br>(13) 造血幹細胞移植に関すること。<br>(14) 衛生検査所に関すること。<br>(15) その他薬事に関すること。 |

| 地域機関名                    | 所掌事務   |
|--------------------------|--|
| 保 健 所<br>(広域振興局健康福祉部保健所) | <p>(企画調整課)</p> <p>(1) 所管区域内の健康福祉行政の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 所掌事務に係る市町村及び関係団体との調整に関すること。</p> <p>(3) 各種計画の市町村への助言援助及び推進に関すること。</p> <p>(4) 所掌事務に係る各種統計及び調査研究の総括に関すること。</p> <p>(5) 広聴及び広報並びに情報の集積及び発信に関すること。</p> <p>(6) 地域医療対策の推進に関すること。</p> <p>(7) 医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師その他の医療従事者に関すること。</p> <p>(8) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師その他の医業類似行為者に関すること。</p> <p>(9) 病院、診療所、助産所その他の医療関係諸施設に関すること。</p> <p>(10) 死体の解剖及び保存に関すること。</p> <p>(11) 災害援助に関すること。</p> <p>(12) 老人福祉に関すること</p> <p>(13) 介護保険に関すること。</p> <p>(14) 引揚者等援護に関すること。</p> <p>(15) 元軍人軍属の身上取扱いに関すること。</p> <p>(16) 部(所)内の総務事務に関すること。</p> <p>(17) 部(所)内他課の主管に属さないこと。</p> |
|                          | <p>(保健課)</p> <p>(1) 地域保健の推進に関すること。</p> <p>(2) 衛生思想の普及及び向上に関すること。</p> <p>(3) 公衆衛生看護業務に関すること。</p> <p>(4) 健康相談に関すること。</p> <p>(5) 感染性疾患に関すること。</p> <p>(6) 結核に関すること。</p> <p>(7) 予防接種に関すること。</p> <p>(8) 原子爆弾被爆者に関すること。</p> <p>(9) 栄養改善及び栄養士に関すること。</p> <p>(10) 生活習慣病に関すること。</p> <p>(11) 難病に関すること。</p> <p>(12) 小児慢性特定疾病に関すること。</p> <p>(13) 歯科保健に関すること。</p> <p>(14) 献血に関すること。</p> <p>(15) 造血幹細胞移植に関すること。</p> <p>(16) 老人保健に関すること。</p> <p>(17) 母子保健に関すること。</p> <p>(18) 老人福祉に関すること(企画調整課の主管に属するものを除く。)。</p> <p>(19) 介護保険に関すること(企画調整課の主管に属するものを除く。)。</p> <p>(20) その他健康の保持及び増進に関すること。</p>                                     |

| 地域機関名                    | 所掌事務   |
|--------------------------|--|
| 保 健 所<br>(広域振興局健康福祉部保健所) | <p>(福祉課)</p> <p>(1) 生活困窮者の自立支援に関すること。</p> <p>(2) 生活保護に関すること。</p> <p>(3) 民生委員及び児童委員の指導に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。</p> <p>(5) 身体障害者福祉に関すること。</p> <p>(6) 知的障害者福祉に関すること。</p> <p>(7) 精神保健福祉に関すること。</p> <p>(8) 障害者及び障害児の自立支援に関すること。</p> <p>(9) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に関すること。</p> <p>(10) 支援費制度に関すること。</p> <p>(11) 福祉のまちづくりに関すること。</p> <p>(12) その他福祉に関すること。</p>   |
|                          | <p>(山城北保健所綴喜分室)</p> <p>(1) 災害援助に関すること。</p> <p>(2) 生活困窮者の自立支援に関すること。</p> <p>(3) 生活保護に関すること。</p> <p>(4) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。</p> <p>(5) 精神保健福祉に関すること。</p>   |
|                          | <p>(衛生課)</p> <p>(1) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所その他の生活衛生関係営業に関すること。</p> <p>(2) 理容師、美容師及びクリーニング師に関すること。</p> <p>(3) 食品衛生に関すること。</p> <p>(4) ふぐ処理師に関すること。</p> <p>(5) ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。</p> <p>(6) 墓地及び埋火葬に関すること。</p> <p>(7) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。</p> <p>(8) と畜場、食鳥処理場及び化製場等に関すること。</p> <p>(9) 狂犬病の予防及び動物の飼養管理と愛護に関すること。</p> <p>(10) 胞衣産汚物及び消毒営業に関すること。</p> <p>(11) 住宅及び衣類の衛生に関すること。</p> <p>(12) 公園、休養地、プール、海水浴場等多数集合する場所の衛生に関すること。</p> <p>(13) 住宅宿泊事業に関すること。</p> <p>(14) 上水道、簡易水道、井戸水その他水の衛生に関すること。</p> <p>(15) 下水道終末処理場に関すること。</p> <p>(16) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。</p> <p>(17) 有害物質を含有する家庭用品に関すること。</p> <p>(18) 毒物及び劇物に関すること。</p> <p>(19) 覚醒剤、あへん、麻薬、向精神薬及び大麻に関すること。</p> <p>(20) 温泉に関すること。</p> |

| 地域機関名                    | 所掌事務  |
|--------------------------|---|
| 保 健 所<br>(広域振興局健康福祉部保健所) | <p>(続き)</p> <p>(21) 衛生上の試験検査に関すること。</p> <p>(22) その他生活衛生及び薬務に関すること。</p> <p>※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p>   |
|                          | <p>(環境課)</p> <p>(1) 地域における環境対策の企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理に関すること。</p> <p>(3) 凈化槽に関すること。</p> <p>(4) 大気汚染の防止に関すること。</p> <p>(5) 水質汚濁の防止に関すること。</p> <p>(6) 環境保全に係る苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 環境保全に係る試験検査に関すること。</p> <p>(8) その他環境対策に関すること。</p> <p>※山城北保健所以外の保健所では、環境衛生課がこれらの事務を所管</p>   |
|                          | <p>(食肉・試験検査課)</p> <p>(1) と畜検査に関すること。</p> <p>(2) 温泉に関すること。</p> <p>(3) 環境保全に係る試験検査に関すること。</p> <p>※中丹西保健所にのみ設置</p>   |
| 保 健 環 境 研 究 所            | <p>(1) 感染症、食品衛生、環境衛生等に係る微生物学的、病理学的試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(2) 食品衛生に係る食品、添加物、器具、容器包装等の試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品、家庭用品、毒物及び劇物等に係る試験検査及び調査研究に関すること</p> <p>(4) 温泉、飲料水等に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(5) 衛生動物及び水生動物に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(6) 一般廃棄物及び産業廃棄物に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(7) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(8) 放射能に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(9) 水質汚濁に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>(10) 試験検査技術者の研修に関すること。</p> <p>(11) 公衆衛生に係る情報の収集及び整理に関すること。</p> <p>(12) その他公衆衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> |

| 地域機関名      | 所掌事務   |
|------------|--|
| 家庭支援総合センター | <p>(1) 家庭問題に係る総合相談及び支援に関すること。</p> <p>(2) 家庭問題に係る関係機関の総合調整に関すること。</p> <p>(3) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>(4) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。</p> <p>(5) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付隨して必要な指導を行うこと。</p> <p>(6) 児童の一時保護を行うこと。</p> <p>(7) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。</p> <p>(8) 里親に関すること。</p> <p>(9) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>(10) 施設退所者の生活支援に関すること。</p> <p>(11) 性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）に関する各般の問題につき、相談に応じること。</p> <p>(12) 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付隨して必要な指導を行うこと。</p> <p>(13) 要保護女子の一時保護及び収容保護を行うこと。</p> <p>(14) その他要保護女子に関する業務を行うこと。</p> <p>(15) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。</p> <p>(16) 市町村の身体障害者の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付隨する業務を行うこと。</p> <p>(17) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p>(18) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うとともに、必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うこと。</p> <p>(19) 市町村の自立支援給付（身体障害者及び知的障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</p> <p>(20) 市町村の知的障害者の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付隨する業務を行うこと。</p> <p>(21) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p>(22) 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。</p> |

| 地域機関名               | 所　　掌　　事　　務  |
|---------------------|---|
| 児童相談所<br>(家庭支援センター) | <p>(1) 家庭問題に係る総合相談に関すること。</p> <p>(2) 児童の福祉に係る市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。</p> <p>(3) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること。</p> <p>(4) 児童及びその家族につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、並びにこれらに付隨して必要な指導を行うこと。</p> <p>(5) 児童の一時保護を行うこと。</p> <p>(6) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。</p> <p>(7) 里親に関すること。</p> <p>(8) 児童の福祉に係る養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行うこと。</p> |
| 淇陽学校                | <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設に関すること。</p> <p>(2) 不良行為を行い又は行うおそれ等のある児童の入所又は通所による自立支援に関すること。</p>   |
| 救急医療情報センター          | <p>(1) 救急医療に係る情報の管理及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 医療機関、関係行政機関等に対する救急医療情報の提供に関すること。</p>  |
| 洛南病院                | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく精神障害者の医療及び保護に関すること。   |
| 看護学校                | 看護師の養成に関すること。   |

| 地域機関名        | 所掌事務   |
|--------------|--|
| 精神保健福祉総合センター | <p>(1) 保健所及び精神保健関係機関に対する技術指導及び技術援助に関すること。</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務従事者の教育及び研修に関すること。</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及啓発に関すること。</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。</p> <p>(5) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導に関すること。</p> <p>(6) 精神医療審査会に関すること。</p> <p>(7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。</p> <p>(8) 自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(9) 市町村の自立支援給付（精神障害者に係るものに限る。）の実施に関し、技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。</p> <p>(10) 酒害予防の相談及び指導に関すること。</p> <p>(11) デイ・ケア（回復途上にある精神障害者に対する生活指導、作業指導等をいう。）に関すること。</p> <p>(12) 精神科病院の指導監督に関すること。</p> <p>(13) 精神保健指定医に関すること。</p> <p>(14) その他精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。</p> |

### 3 健康福祉部関係附属機関

| 名 称            | 根 拠 法                     | 事 項  |
|----------------|---------------------------|--|
| 京都府社会福祉審議会     | 社会福祉法第7条第1項               | 社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議                                       |
| 京都府介護認定審査会     | 介護保険法第38条第2項              | 府内7町村からの委託を受けた、要介護認定に係る審査・判定   |
| 京都府介護保険審査会     | 介護保険法第184条                | 市町村が行った行政処分（保険給付に関する処分又は保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分）に不服がある者からの審査請求についての審理 |
| 京都府国民健康保険審査会   | 国民健康保険法第92条               | 保険給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査                                  |
| 京都府後期高齢者医療審査会  | 高齢者の医療の確保に関する法律第129条      | 後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分の不服申立てに対する審査                             |
| 京都府国民健康保険運営協議会 | 国民健康保険法第11条               | 国民健康保険事業の運営に関する事項について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申                                 |
| 京都府医療扶助審議会     | 京都府附属機関設置条例第1条            | 要保護者入院医療の要否その他医療の給付に関し、知事の諮問に対する答申                                       |
| 京都府自殺対策推進協議会   | 京都府自殺対策に関する条例第20条         | 自殺対策推進計画の策定又は変更に関する事項及び自殺対策に関する重要事項の調査審議                                 |
| 京都府精神保健福祉審議会   | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項 | 精神保健福祉に関する事項の調査審議  |
| 京都府精神医療審査会     | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条   | 精神病院入院者の定期の病状報告等の審査及び退院等の請求の審査   |
| 京都府障害者施策推進協議会  | 障害者基本法第36条第1項             | 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての必要な事項の調査審議、施策の実施状況の監視及び関係行政機関相互の連絡調整           |

| 名 称                        | 根 拠 法                                      | 事 項   |
|----------------------------|--|---|
| 京都府障害者介護給付費等不服審査会          | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項        | 市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求に対する審査  |
| 京都府障害者相談等調整委員会             | 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例第19条 | 条例に規定する「不利益取扱い等」の解決のための助言又はあっせん。障害者の権利利益の擁護のための施策に関する重要事項の調査審議  |
| 京都府青少年健全育成審議会              | 青少年の健全な育成に関する条例第24条の14                     | 有害図書類の指定等に係る知事の諮問のほか、青少年の健全な育成を図るために総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議   |
| 京都府小児慢性特定疾病審査会             | 児童福祉法第19条の4第1項                             | 小児慢性特定疾病医療費の支給認定についての審査   |
| 京都府感染症診査協議会<br>(府内3協議会を設置) | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項、第3項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症患者の就業制限に関する通知及び入院期間の延長に関する必要な事項の審議</li> <li>・感染症患者の公費負担申請に関する医療内容の適否の審議</li> </ul> |
| 京都府指定難病審査会                 | 難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項                   | 特定医療費の支給認定についての審査   |
| 京都府がん対策推進協議会               | 京都府がん対策推進条例第17条                            | 都道府県がん対策推進計画の策定又は変更に係る知事の諮問及びがん対策に関する重要事項の調査審議  |
| 歯と口の健康づくり推進協議会             | 京都府歯と口の健康づくり推進条例第19条                       | 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等の施策や取組との連携を図るための計画の進行管理  |
| 京都府医療審議会                   | 医療法第72条第1項                                 | 医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議   |

| 名 称            | 根 拠 法   | 事 項                                |
|----------------|---|------------------------------------|
| 京都府麻薬中毒審査会     | 麻薬及び向精神薬取締法<br>第58条の13第1項                             | 麻薬中毒患者の入院措置に関する審査                  |
| 京都府薬事審議会       | 京都府附属機関設置条例<br>第1条                                    | 薬事に関する重要事項の調査審議                    |
| 京都府薬物等指定審査会    | 京都府薬物の濫用の防止<br>に関する条例第28条第1項                          | 知事指定薬物及び知事監視店舗の指定等<br>のための調査審議     |
| 京都府循環器病対策推進協議会 | 健康寿命の延伸等を図る<br>ための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対<br>策に関する基本法第21条 | 京都府循環器病対策推進計画の推進等に当<br>たり、必要な事項を協議 |

#### 〈指定管理施設〉

| 施 設 名          | 指定管理者            |
|----------------|------------------|
| ・府立心身障害者福祉センター |                  |
| ・府立洛南寮         |                  |
| ・府立東山母子生活支援施設  | 社会福祉法人京都府社会福祉事業団 |
| ・府立視力障害者福祉センター |                  |
| ・府立桃山学園        |                  |
| ・府立こども発達支援センター |                  |
| ・府立総合社会福祉会館    | 日本管財株式会社         |
| ・府立舞鶴こども療育センター | 国家公務員共済組合連合会     |
| ・京都府立青少年海洋センター | 公益社団法人京都府青少年育成協会 |

## 第2 令和6年度 健康福祉部予算

### 1 一般会計予算

令和6年度の健康福祉部の一般会計予算は総額1,969億31百万円余で、前年度予算と比較して約15.9%の減となっている。

主な増減は、総務費については京都こども文化会館解体費の減、社会福祉費については、障害者自立支援費、後期高齢者医療助成事業費の増、児童福祉費については、児童措置費、児童手当支給事業費の増、公衆衛生費及び医薬費については、新型コロナウイルス感染症対策費の減などによるものである。

健康福祉部一般会計予算款項別内訳

(単位：千円、%)

| 款・項        | 令和6年度<br>当初予算 | 令和5年度<br>当初予算 | 増減          | 前年度比  |
|------------|---------------|---------------|-------------|-------|
| 総務費        | 463,262       | 593,597       | ▲130,335    | 78.0  |
| 企画費        | 463,262       | 593,597       | ▲130,335    | 78.0  |
| 民生費        | 181,526,246   | 180,041,099   | 1,485,147   | 100.8 |
| 社会福祉費      | 142,810,734   | 141,752,571   | 1,058,163   | 100.7 |
| 児童福祉費      | 35,425,327    | 34,904,232    | 521,095     | 101.5 |
| 生活保護費      | 3,290,185     | 3,384,296     | ▲94,111     | 97.2  |
| 衛生費        | 14,941,829    | 53,514,367    | ▲38,572,538 | 27.9  |
| 公衆衛生費      | 4,948,006     | 18,112,915    | ▲13,164,909 | 27.3  |
| 保健所費       | 2,220,551     | 2,221,449     | ▲898        | 100.0 |
| 医薬費        | 7,773,272     | 33,180,003    | ▲25,406,731 | 23.4  |
| 計(A)       | 196,931,337   | 234,149,063   | ▲37,217,726 | 84.1  |
| 府全体(B)     | 995,031,000   | 1,030,220,000 | ▲35,189,000 | 96.6  |
| 全体比(A)/(B) | 19.8          | 22.7          |             |       |

### 2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

(単位：千円、%)

| 令和6年度<br>当初予算 | 令和5年度<br>当初予算 | 増減     | 前年度比  |
|---------------|---------------|--------|-------|
| 380,863       | 338,493       | 42,370 | 112.5 |

### 3 国民健康保険事業特別会計予算

(単位：千円、%)

| 令和6年度<br>当初予算 | 令和5年度<br>当初予算 | 増減        | 前年度比  |
|---------------|---------------|-----------|-------|
| 221,705,900   | 218,784,238   | 2,921,662 | 101.3 |

### 4 病院事業会計予算

(単位：千円、%)

| 令和6年度<br>当初予算 | 令和5年度<br>当初予算 | 増減      | 前年度比 |
|---------------|---------------|---------|------|
| 3,709,532     | 3,778,840     | ▲69,308 | 98.2 |

## 令和6年度京都府予算編成の基本方針

- 人口減少や少子高齢化の進展により、産業、文化、医療などの担い手の減少をはじめ、地域社会の衰退といった構造的な課題も深刻さを増す中、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から「あたたかい京都づくり」を加速化するために必要となる予算を編成

【予算体系及び主な予算事項(健康福祉部所管事項抜粋)】

### あたたかい京都づくりの加速化

#### 1 安心できる健康・医療・福祉

- ▶ 重度心身障害児（者）医療給付事業助成費
- ▶ 看護補助者・福祉施設職員待遇改善事業費（一部2月補正含む）
- ▶ 生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費（2月補正）
- ▶ 京都子育て支援医療助成費

#### 2 災害・犯罪等からの安心・安全

- ▶ 被災地支援事業費（危機管理部で計上）

#### 3 子育て環境日本一・京都

- ▶ きょうと婚活応援強化事業費
- ▶ プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費
- ▶ 親子通園支援事業費

#### 4 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都

- ▶ 障害者文化・スポーツ振興費

【令和6年度 健康福祉部当初予算 ※ 主要事項一覧】 ※令和5年度2月補正予算を含む

| 事 項 名   | 予 算 額<br>(千 円) | 事 業 の 概 要  |
|---|----------------|--|
| <b>あたたかい京都づくりの加速化</b>                         |                |  |
| <b>1 安心できる健康・医療・福祉</b>                        |                |  |
| ○ 重度心身障害児(者)医療給付事業助成費                         | 2,020,467      | ・市町村が実施する重度心身障害児(者)医療給付事業に対する助成  |
| ○ 京都子育て支援医療助成費                                | 2,917,847      | ・子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童に係る通院時等の負担額の引き下げを実施   |
| ○ 看護補助者・福祉施設職員待遇改善事業費<br>（うち2月補正予算 1,310,000） | 1,419,000      | ・人材確保、職場定着を図るため、看護補助者や介護・障害福祉職員の待遇改善を推進  |
| ○ 生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費<br>（2月補正予算 85,000）    | 85,000         | ・物価高騰の影響により生活に困窮されている方々の状況を把握するとともに、生活に必要な支援物資等を提供   |
| <b>3 子育て環境日本一・京都</b>                          |                |  |
| ○ 子育て環境日本一推進戦略事業費<br>（うち2月補正予算6,000）          | 22,996,985     |  |
| ・ キッズフレンドリー制度拡充検討費                            | (1,000)        | ・大手ロコモサイトや子育て世代が活用している大規模商業施設、公共交通機関等で「キッズフレンドリー協議会（仮称）」を設置し、子育て世帯のニーズ把握、認知度向上に向けた連携方法等を検討     |
| ・ 家族の心ふれあい便り事業費                               | (1,019)        | ・親子や家庭でのほほえましい雰囲気を表現した絵画等を募集し、表彰・展示することで、子どもの笑顔や子育ての楽しさを広く発信                                   |
| ・ 若者ライフデザイン・育児と仕事両立体験事業費                      | (14,669)       | ・大学生が、インターンシップ実習先の共働き社員の家庭に訪問し、育児の手伝いや子どもとの触れ合いをすることで、仕事と育児の両立を体験                              |
| ・ きょうとこどもの城づくり事業費<br>（うち2月補正予算6,000）          | (183,609)      | ・子どもの生活の確立と学習習慣の定着を支援する「こどもの城」の設置・運営支援及び子どもの貧困対策の推進やフードバンク活用等の取組を実施                            |
| ・ きょうと婚活応援強化事業費                               | (14,200)       | ・企業・団体等が主体となる婚活支援を推進するため、取組企業の掘り起こしや企業間マッチングを強化するとともに、社会貢献活動等を通じた出会いの場を提供する「プロジェクト婚」を新たに実施     |
| ・ プレコンセプションケアプロジェクト推進事業費                      | (14,100)       | ・望む妊娠を叶え、予期せぬ妊娠を防ぐため、妊娠・出産に関する医学的知識の普及やライフデザインを考える機会の提供等を行う全国初のプレコンセプションケアに関する教育・研修プログラムの取組を実施 |
| ・ 結婚・子育て応援住宅総合支援事業費                           | (22,000)       | ・新婚世帯、子育て（多子・三世代）世帯に対し、住宅確保に係る支援を総合的に実施し、経済的負担の軽減を実施   |
| ・ 医療的ケア児支援体制強化事業費                             | (1,000)        | ・「京都府医療的ケア児者及び重症心身障害児者基本情報調査」の検証結果を踏まえ、医療的ケア児や家族等が地域の中で安心して暮らすことができるよう、圏域単位等で対応策の検討会等を開催       |
| ・ 発達障害者支援整備事業費                                | (9,000)        | ・初診待機の解消を図るため、専門医療機関とかかりつけ医との連携体制等の仕組みづくりの検討等を実施   |
| ・ 親子通園支援事業費                                   | (51,000)       | ・子育て環境日本一の推進に向け、最も身近な子育て支援拠点である保育所等において、子どもだけでなく親の通園も受け入れ、「子育て」、「親育ち」を支援する全国初の「親子誰でも通園」を実施     |
| ・ 京都子育て支援医療助成費<br>(再掲)                        | (2,917,847)    | ・子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童に係る通院時等の負担額の引き下げを実施   |
| ・ 保育環境等向上支援事業費                                | (80,000)       | ・子育て環境日本一の推進を図るため、保育所等が行う保育の質の向上のための施設整備や多機能化の取組を支援し、保育環境の充実を促進                                |
| ・ その他   | (19,687,541)   |  |
| ○ 発達障害者支援体制整備事業費<br>(再掲)                      | 95,040         | ・発達障害児・者への切れ目のない支援の実現に向け、医療、保健、福祉等の関連分野が連携して一貫した支援を実施  |
| ○ ヤングケアラー支援体制強化事業費<br>（うち2月補正予算 5,000）        | 32,000         | ・ヤングケアラー総合支援センターを中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施とともに、子どもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施  |

| 事 項 名  | 予 算 額<br>(千 円)                           | 事 業 の 概 要  |
|--|--|--|
| <b>4 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都</b>  |  |  |
| ○ 障害者文化・スポーツ振興費  | <b>83,991</b>                            | ・障害のある人もないともに安心していきいき暮らせる共生社会を実現するため、障害のある人の文化芸術活動及びスポーツ活動の普及・振興を推進  |
| <b>その他の主要事項</b>  |  |  |
| ○ 京都式地域包括ケアセカンドステージ事業費<br>（うち国民健康保険事業特別会計 61,500）  | <b>2,348,463</b>                         | ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「あんしん社会」を構築するため、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供する地域包括ケアの実現に向けて介護予防体制を強化するとともに、京都地域包括ケア推進機構を中心にオール京都体制での取組を推進 |
| ○ 地域支え合い型生活支援推進事業  | (181,939)                                | ・高齢者が地域の担い手として活躍できる人材育成や住民主体の通いの場の再開に向けた支援など、市町村が行う介護予防・生活支援事業等の取組の推進  |
| ・ 地域における介護予防や生活支援の促進   | (38,300)                                 |  |
| ・ データヘルスの推進など市町村域を越えた課題への対応  | (79,282)                                 |  |
| ・ 市町村や団体等が活動しやすい土壤づくり  | (64,357)                                 |  |
| ○ 地域包括ケア基盤の整備等   | (2,166,524)                              | ・介護施設の整備に対する支援や在宅医療提供体制の充実など、地域包括ケア基盤の整備を促進するとともに、府内における法人後見制度を推進  |
| ・ 地域包括ケア基盤の整備  | (2,005,941)                              |  |
| ・ 認知症施策の推進   | (96,160)                                 |  |
| ・ リハビリテーションプロジェクトの推進   | (64,423)                                 |  |
| ○ 福祉医療制度充実費  | <b>7,113,662</b>                         | ・認知症になっても本人の意志が尊重され、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる社会づくりの推進   |
| ・ 京都子育て支援医療助成費（再掲）   | (2,917,847)                              | ・急性期から回復期、維持・生活期まで継続した総合リハビリテーション提供体制を推進   |
| ・ ひとり親家庭医療給付事業助成費（再掲）  | (937,623)                                |  |
| ・ 重度心身障害児（者）医療給付事業助成費（再掲）  | (2,020,467)                              |  |
| ・ 重度心身障害老人健康管理事業助成費  | (1,029,098)                              |  |
| ・ 老人医療給付事業助成費  | (208,627)                                |  |
| ○ 後期高齢者保険料低減対策事業費  | <b>444,000</b>                           | ・令和6年度の保険料について、府が設置している基金を活用し、高齢者の保険料を低減   |
| ○ 自殺防止総合対策事業費  | <b>74,281</b>                            | ・京都府自殺対策推進計画に基づき、一人で悩みを抱え込ませない体制づくり、若者の自殺予防、自殺対策に取り組む民間団体支援など、自殺対策を総合的に推進  |
| ○ 医療的ケア児支援強化事業費（一部再掲）  | <b>20,485</b>                            | ・医療的ケア児及びその家族への負担軽減のため、医療的ケア児等支援センターの運営などの支援を実施  |
| ○ 京都式農福連携事業費   | <b>28,000</b>                            | ・障害者の社会参加促進と多種多世代の共生社会づくりを加速させるため、府内で広がりを見せてる農福連携事業の事業所基盤の拡充を図るとともに、障害者の就農人材の育成等を実施                                    |
| ○ 障害者施設整備助成費<br>（2月補正予算 479,000）   | <b>479,000</b>                           | ・障害者自立のための社会福祉施設の整備に対する助成  |
| ○ 子どもの未来を守る事業費<br>・ きょうとこどもの城づくり事業費等（一部再掲）<br>（うち2月補正予算 6,000）<br>（母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計）<br>・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | <b>572,818</b><br>(191,955)<br>(380,863) | ・子どもの生活習慣の確立と学習習慣の定着を支援する「こどもの城」の設置・運営支援及び子どもの貧困対策の推進やフードバンク活用等の取組を実施<br>・母子父子寡婦世帯への経済的助成のための資金貸付を実施                   |

| 事 項 名  | 予 算 額<br>(千 円) | 事 業 の 概 要  |
|--|----------------|--|
| ○ ひきこもり自立支援総合事業費<br>(一部再掲)                   | 117,163        | ・ひきこもりからの自立を促進するため、より身近な市町村域での相談体制の構築や学齢期からの早期支援、社会適応訓練や就労支援等を総合的に実施   |
| ○ ひとり親家庭等見守り・生活<br>応援事業費（再掲）（うち2月補正予算 6,000） | 215,352        | ・厳しい状況にあるひとり親家庭等の子どもの見守り強化などを行い、ひとり親家庭等が安心してくらしていくようサポート   |
| ○ 青少年再チャレンジ支援事業費                             | 16,442         | ・非行少年の立ち直り支援や少年非行抑止を図るため、関係機関と一体となって総合的に少年非行対策を実施  |
| ○ 児童虐待総合対策事業費<br>(一部再掲)                      | 179,705        | ・すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止、自立支援に至るまで、一貫した施策を関係機関と連携しながら総合的に推進  |
| ○ ドメスティック・バイオレンス対策<br>事業費                    | 20,616         | ・家庭支援総合センター（配偶者暴力相談支援センター）を中心に、市町村や関係機関と連携・協力しながら被害者の相談・保護・自立支援等を実施  |
| ○ 京都性暴力被害者ワンストップ相<br>談支援センター事業費<br>(一部再掲)    | 24,014         | ・性暴力被害者的心身の負担軽減と回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指すため、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携して被害直後から総合的な支援を提供するワンストップ相談支援センター（京都SARA）を運営 |
| ○ 新興感染症対策強化事業費<br>(うち2月補正予算 359,000)         | 906,800        | ・新たな感染症への対応力を強化するため、一般病床から新興感染症の対応病床に変更可能な施設の整備や感染症に対する知識や技術を習得した医療従事者を育成  |
| ○ がん対策総合推進事業費                                | 231,448        | ・京都府がん対策推進条例に基づき、がん検診受診率の向上をはじめ、がん教育の推進、相談支援の強化、がん医療提供体制の充実など、総合的ながん対策を推進  |
| ○ 難病対策総合推進事業費                                | 2,098,250      | ・難病医療法に基づく医療費助成、難病医療提供体制の整備、難病患者の療養生活支援、多領域の難病に対応できる相談支援を実施  |
| ○ 肝炎対策費                                      | 83,000         | ・ウイルス性肝炎（B型、C型）について、感染の予防や早期発見、早期かつ適切な治療による病状の進行防止等を図るため、総合的な肝炎対策を実施   |
| ○ 歯と口の健康づくり事業費                               | 28,500         | ・京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づき、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期などライフステージや環境に応じた歯と口の健康づくり対策を推進   |
| ○ 循環器病対策事業費                                  | 10,000         | ・循環器病の多角的な対策を講じるため、「京都府循環器病対策推進計画」に基づき、病気のステージに応じた切れ目のない循環器医療ネットワークを構築するとともに、循環器病に係る相談支援体制を整備                            |
| ○ 総合医師確保対策費                                  | 1,024,977      | ・医師の確保が困難な地域等における医療体制を確保するため、「京都府地域医療支援センター（KMCC）」を活用し、オール京都体制で総合的な医師確保対策を推進   |
| ○ 医療施設設備整備助成費                                | 410,000        | ・良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保し、また、医療施設における患者の療養環境等の充実、災害時の医療施設の機能を維持するための医療施設・設備等の整備に対して助成                                    |
| ○ 医療機関物価高騰対策事業費                              | 68,000         | ・食材費高騰の影響が長期化する中、診療報酬改定までの間、入院患者向に食事を提供する医療期間の負担を軽減するため、支援金を支給   |
| ○ 北部地域看護師確保対策費                               | 31,305         | ・北部地域の看護師確保・定着を図るため、北部地域の病院等での看護実習の受入等を強化し、人材確保を推進   |
| ○ 潜在看護師再就業支援強化事業費                            | 26,000         | ・慢性的に不足する看護人材を確保するため、看護スキル確認制度や求職者の働き方、技術に応じたマッチングの仕組みを構築することで、潜在看護師に対する再就業支援を促進   |
| （病院事業会計）                                     |                |  |
| ○ 洛南病院建替整備事業費                                | 1,086,999      | ・施設の老朽化や精神科ニーズの多様化に対応するため、児童思春期、薬物依存症、重症うつ病、医療観察法対応等の新たな機能を備えた現地建替整備を実施  |
| ○ 薬物乱用ゼロ推進事業費                                | 11,814         | ・府民、特に小中高校生や大学生等の若年層の薬物乱用ゼロを目指し、PTA・業界団体・民間団体等との協力・連携の下、薬物乱用防止対策を総合的に推進  |

# 資 料

## 健康福祉部関係の法定計画一覧

| 法定計画名                   | 関係法規                         | 計画策定の根拠条文   | 府の該当計画<br>計画期間                                   |
|-------------------------|------------------------------|---|--|
| 老人福祉計画                  | 老人福祉法                        | 第 20 条の 9 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(以下「都道府県老人福祉計画」という。)を定めるものとする。                                |  |
| 介護保険事業支援計画              | 介護保険法                        | 第 118 条 都道府県は、基本指針に即して、3 年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。  | 第 10 次京都府高齢者健康福祉計画<br>令和 6 年度<br>～8 年度           |
| 高齢者居住安定確保計画             | 高齢者の居住の安定確保に関する法律            | 第 4 条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画(以下「都道府県高齢者居住安定確保計画」という。)を定めることができる。   |  |
| 医療費適正化計画                | 高齢者の医療の確保に関する法律              | 第 9 条 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、6 年ごとに、6 年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画(以下「都道府県医療費適正化計画」という。)を定めるものとする。                                | 京都府中期的な医療費の推移に関する見通し(第 4 期)<br>令和 6 年度<br>～11 年度 |
| 地域福祉支援計画                | 社会福祉法                        | 第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。        | 京都府地域福祉支援計画<br>令和 6 年度<br>～10 年度                 |
| 障害者計画                   | 障害者基本法                       | 第 11 条 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。                  |  |
| 障害福祉計画                  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第 89 条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。     | 京都府障害者・障害児総合計画<br>令和 6 年度<br>～11 年度              |
| 障害児福祉計画                 | 児童福祉法                        | 第 33 条の 22 都道府県は、基本指針に則して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実地に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。 |  |
| 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画 | 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律      | 第 8 条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。                       |  |

| 法定計画名  | 関係法規   | 計画策定の根拠条文   | 府の該当計画<br>計画期間   |
|--|--|---|--|
| アルコール<br>健康障害対<br>策推進計画  | アルコー<br>ル健康障<br>害対策基<br>本法                         | 第14条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。   | 京都府依存症等<br>対策推進計画<br>令和3年度<br>～8年度   |
| ギャンブル<br>等依存症対<br>策推進計画  | ギャンブ<br>ル等依存<br>症対策基<br>本法                         | 第13条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。  |  |
| 次世代育成<br>支援対策推<br>進法に基づ<br>く行動計画                                   | 次世代育<br>成支援対<br>策推進法                               | 第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。   |  |
| 子ども・子<br>育て支援事<br>業支援計画  | 子ども・<br>子育て支<br>援法                                 | 第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。  | 京都府子ども・<br>子育て応援プラ<br>ン<br>令和2年度<br>～6年度   |
| 自立促進計<br>画   | 母子及び<br>父子並び<br>に寡婦福<br>祉法                         | 第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。<br>(1) 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業活動の動向に関する事項<br>(2) 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項<br>(3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項<br>(4) 前3号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項 |  |
| 配偶者から<br>の暴力の防<br>止及び被害<br>者の保護の<br>ための施<br>策の実施に<br>関する基本的<br>な計画 | 配偶者か<br>らの暴力<br>の防止及<br>び被害者<br>の保護等<br>に関する<br>法律 | 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。  | 配偶者等から<br>の暴力の防<br>止及び<br>被害者の保<br>護・<br>自立支援に<br>関する計<br>画（第5<br>次）<br>令和6年度<br>～10年度 |
| 医療計画   | 医療法  | 第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。  | 京都府保健医療<br>計画<br>令和6年度<br>～11年度  |
| 健康増進計<br>画   | 健康増進<br>法  | 第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。   |  |

| 法定計画名  | 関係法規  | 計画策定の根拠条文  | 府の該当計画<br>計画期間  |
|--|---|--|---|
| 予防計画   | 感染症の<br>予防及び<br>感染症の<br>患者に対<br>する医療<br>に関する<br>法律                                | 第 10 条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に<br>関する計画（以下この条及び次条第 2 項において「予防計画」という。）を定<br>めなければならない。  | 京都府感染症<br>予防計画<br>令和 6 年度<br>～11 年度                         |
| がん対策推<br>進計画   | がん対策<br>基本法   | 第 12 条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道<br>府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道<br>府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計<br>画」という。）を策定しなければならない。   | 第 3 期京都府<br>がん対策推進<br>計画<br>令和 6 年度<br>～11 年度               |
| 献血推進計<br>画   | 安全な血<br>液製剤の<br>安定供給<br>の確保等<br>に関する<br>法律  | 第 10 条<br>5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の<br>受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血<br>の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定め<br>るものとする。   | 京都府献血推進<br>計画<br>令和 6 年度                                    |
| 自殺対策計<br>画   | 自殺対策<br>基本法   | 第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道<br>府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道<br>府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。  | 第 2 次京都府自<br>殺対策推進計画<br>令和 3 年度<br>～7 年度                    |
| 子どもの貧<br>困対策につ<br>いての計画                                    | 子どもの<br>貧困対策<br>の推進に<br>に関する法<br>律  | 第 9 条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策<br>についての計画（次項及び第 3 項において「都道府県計画」という。）を定め<br>るよう努めるものとする。  | 第 2 次京都府子<br>どもの貧困対策<br>推進計画<br>令和 2 年度<br>～6 年度            |
| 困難な問題<br>を抱える女<br>性への支援<br>のための施<br>策の実施に<br>関する基本<br>的な計画 | 困難な問<br>題を抱え<br>る女性への<br>支援に<br>に関する法<br>律  | 第 8 条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱<br>える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければな<br>らない。  | 困難な問題を抱<br>える女性への支<br>援に関する京都<br>府基本計画<br>令和 6 年度<br>～10 年度 |
| 循環器病対<br>策推進計画   | 健康寿命<br>の延伸等<br>を図るた<br>めの脳卒<br>中、心臓<br>病その他<br>の循環器<br>病に係る<br>対策に関<br>する基本<br>法 | 第 11 条 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該<br>都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及<br>び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を<br>踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画（以下「都道<br>府県循環器病対策推進計画」という。）を策定しなければならない。 | 京都府循環器病<br>対策推進計画<br>令和 6 年度<br>～11 年度                      |
| 国民健康保<br>険運営方針   | 国民健康<br>保険法   | 第 82 条の 2 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営<br>並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営<br>の推進を図るため、おおむね 6 年ごとに、都道府県及び当該都道府県内の市町<br>村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営<br>方針」という。）を定めるものとする。           | 京都府国民健康<br>保険運営方針<br>令和 6 年度<br>～11 年度                      |

# 健康福祉年表 ダイジェスト

| 年           | 国 の 動 き  | 府 の 取 組   |
|-------------|--|---|
| 平26<br>2014 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消費税率8%へ引き上げ(4月)</li> <li>◆ 2040年に896自治体で若年女性人口5割減、日本創生会議が推計(5月)</li> <li>◆ アレルギー疾患対策基本法(6月)</li> <li>◆ デング熱の国内感染を約70年ぶりに確認(8月)</li> <li>◆ iPS細胞を用いた世界初の再生医療(9月)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 京都府立医科大学附属北部医療センターに認知症疾患医療センターを設置(3月)</li> <li>◆ 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」制定(3月)</li> <li>◆ 難病対象新制度相談窓口の開設(5月)</li> <li>◆ 生活困窮者支援のための「くらしとしごとの相談窓口」設置(7月)</li> <li>◆ 府災害ボランティアセンター常設事務局開設(7月)</li> <li>◆ 婚活支援ボランティア(婚活マスター)制度開始(10月)</li> <li>◆ こども健康情報管理システム「ちゃいるす」の運用開始及びスマートフォンアプリ版の開始(10月)</li> <li>◆ 京都府薬物の濫用の防止に関する条例制定(12月)</li> </ul> |
| 平27<br>2015 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活困窮者自立支援法(4月)</li> <li>◆ 韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生を受け注意喚起(6月)</li> <li>◆ 安倍首相アベノミクス「新三本の矢」を提唱(「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」)(9月)</li> <li>◆ 社会保障・税番号制度における個人番号(マイナンバー)の通知開始(10月)</li> <li>◆ がん対策加速化プラン(12月)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子育て支援制度の拡充(第三子以降保育料無償化、子育て支援医療助成制度の拡充)(4月～)</li> <li>◆ 京都府自殺対策に関する条例施行(4月)</li> <li>◆ 「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」開設(4月)</li> <li>◆ 「京都動物愛護センター」グランドオープン(5月)</li> <li>◆ 京都障害者雇用企業サポートセンター設立(6月)</li> <li>◆ 「京都介護・福祉人材総合支援センター」開設(10月)</li> <li>◆ 「きょうと婚活応援センター」開設(10月)</li> </ul>  |
| 平28<br>2016 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 子ども・子育て支援法改正(4月)</li> <li>◆ 熊本地震(4月)</li> <li>◆ 神奈川県の知的障害者福祉施設で殺傷事件(7月)</li> <li>◆ 日本の出生数が、統計開始後初の100万人割れ(12月)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 京都府少子化対策条例施行(4月)</li> <li>◆ 熊本地震における被災地支援<br/>・医療救護班、保健師、福祉チーム等を派遣</li> <li>◆ NPOドラッグキャラバン隊を結成(5月)</li> <li>◆ 「サン・アビリティーズ城陽」パラリンピック競技ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定(7月)</li> <li>◆ きょうと子育てピアサポートセンター開設(8月)</li> <li>◆ 京都府こころのケアセンター開設(8月)</li> <li>◆ 潜在介護人材・保育人材が新たに就職する場合の就職準備金制度の創設(8月)</li> </ul>  |
| 平29<br>2017 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 住宅宿泊事業法(いわゆる「民泊新法」)公布(6月)</li> <li>◆ 介護保険法等が改正施行、「介護医療院」の創設(6月)</li> <li>◆ 民生委員制度創設100周年</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)」策定(3月)</li> <li>◆ 「少子化対策基本計画」策定(3月)</li> <li>◆ 「きょうとこどもの城づくり事業」開始(4月)</li> <li>◆ 「きょうと農福連携センター」設置(5月)</li> <li>◆ 「ピロリ菌除菌治療費助成事業」、「小児・AYA世代がん患者生殖機能温存療法助成事業」の創設(11月)</li> </ul>  |
| 平30<br>2018 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国民健康保険の財政運営が都道府県単位化(4月)</li> <li>◆ 住宅宿泊事業法が施行(6月)</li> <li>◆ ギャンブル等依存症対策基本法(7月)</li> <li>◆ ノーベル生理学・医学賞にがん免疫治療薬「オプジーボ」を開発した本庶京都大学特別教授が決定(10月)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 聞こえの共生社会づくり条例施行(3月)</li> <li>◆ きょうとフードセンター開設(3月)</li> <li>◆ 京都認知症総合センター開設(4月)</li> <li>◆ 京都府周産期医療体制強化に関する4者協定を締結(6月)</li> <li>◆ 子育て環境日本一推進本部を設置(6月)</li> <li>◆ 健康長寿・データヘルス推進プロジェクトを設置(6月)</li> <li>◆ 北部リハビリテーション支援センター開設(9月)</li> </ul>  |

| 年           | 国 の 動 き  | 府 の 取 組   |
|-------------|--|---|
| 平31<br>2019 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 毎月勤労統計調査の不正調査問題発覚(1月)</li> <li>◆ 「平成」から「令和」への改元(5月)</li> <li>◆ 医療機能等の再検討を求める公立・公的病院名の公表(9月)</li> <li>◆ 消費税率10%へ引き上げ(10月)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 京都大学を総合周産母子医療センターに指定(2月)</li> <li>◆ 全国車いす駅伝競走大会が天皇杯に(3月)</li> <li>◆ 「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」企業が100社を突破(7月)</li> <li>◆ 府内3箇所の専門医療機関を「発達障害児支援拠点」として整備(8月)</li> <li>◆ 「京都府子育て環境日本一推進戦略」策定(9月)</li> <li>◆ 幼児教育・保育の無償化と副食費支援開始(10月)</li> <li>◆ 京都府保健環境研究所・京都市衛生環境研究所を開設(12月)</li> </ul>  |
| 令2<br>2020  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新型コロナウイルス感染症の国内初患者確認(1月)</li> <li>◆ 全国に緊急事態宣言が発令(4月)</li> <li>◆ 特別養護老人ホームの入所者14人を含む多数の犠牲者が出て「令和2年7月豪雨」が九州において発生(7月)</li> <li>◆ 新型コロナウイルス感染症について2021年1月末を期限とする感染症法上の「指定感染症」としての扱いを1年延長(12月)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「ひとり親家庭総合相談フェスタ」初開催(2月)</li> <li>◆ 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、入院医療コントロールセンターを設置(3月)</li> <li>◆ 医療機関・社会福祉施設でのクラスターを早期に封じ込めるため、「施設内感染専門サポートチーム」による支援を開始(4月)</li> <li>◆ 京都府外国人介護人材支援センターの開設(6月)</li> <li>◆ 「きょうと子育て応援レーン」の運用開始(7月)</li> <li>◆ 「パラ・パワーリフティングチャレンジカップ京都」初のライブ配信(10月)</li> <li>◆ 特定不妊治療にかかる通院交通費助成の開始(10月)</li> <li>◆ 「きょうと新型コロナ医療相談センター」を開設し、府市の相談窓口を一本化(11月)</li> </ul> |
| 令3<br>2021  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新型コロナワクチン接種開始(2月)</li> <li>◆ 3度目の緊急事態宣言が発令(4月)</li> <li>◆ 東京パラリンピック開催(8月)</li> <li>◆ オミクロン株対策のため、外国人の新規入国停止(11月)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自宅療養者生活支援事業の実施(1月)</li> <li>◆ 京都府内商店街・コンビニエンスストアでの「きょうと子育て応援施設」のモデル展開(2月)</li> <li>◆ 京都府ワクチン接種会場を設置(6月)</li> <li>◆ パラスポーツ体験会を開催(7月)</li> <li>◆ 城陽市内のNTCを拠点としているパラ・パワーリフティング競技選手が東京2020パラリンピックに出場(8月)</li> <li>◆ 入院待機ステーションの設置(8月)</li> <li>◆ 子育て環境日本一を目指して「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」始動(11月)</li> </ul>   |
| 令4<br>2022  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 宮城・福島で震度6強(3月)</li> <li>◆ 改正民法施行、成人年齢18歳に(4月)</li> <li>◆ 不妊治療が保険適用に(4月)</li> <li>◆ 新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直し(9月)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」をオール京都で展開(3月~)</li> <li>◆ 京都府子どもを虐待から守る条例を制定(3月)</li> <li>◆ 京都府医療的ケア児等支援センター「ことのわ」を開設(4月)</li> <li>◆ 京都府ヤングケアラー総合支援センターを開設(4月)</li> <li>◆ 第42回全京都障害者総合スポーツ大会が開催(6月~10月)</li> <li>◆ 京都府健康フォローアップセンターを開設(9月)</li> </ul>  |
| 令5<br>2023  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 日本の出生数が統計開始後初めて80万人を下回る(2月)</li> <li>◆ 文化庁が京都での業務を開始(3月)</li> <li>◆ こども基本法施行、こども家庭庁が発足(4月)</li> <li>◆ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更(5月)</li> <li>◆ 内閣感染症危機管理統括庁発足(9月)</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 親子健康手帳(京都府版母子健康手帳)・きょうとすくすくブック(京都版リトルベビーハンドブック)の配布開始(4月)</li> <li>◆ 西脇知事が「こどもまんなか応援センター」に就任(6月)</li> <li>◆ 府立看護学校の整備に係る基本協定締結(7月)</li> <li>◆ 京都子育て支援医療助成制度を拡充(9月)</li> <li>◆ 丹後地域に「児童家庭支援センター」を新設し、こどもの見守り体制を強化(12月)</li> <li>◆ 子育て環境日本一推進戦略を改定し、新条例を制定(12月)</li> </ul>  |

# 主 要 指 標 の 状 況

| 項目           | 京都府           | 全国          | 備考                       |
|--------------|---------------|-------------|--------------------------|
| 人口 総人口       | 2,578,087     | 126,146,099 | 国勢調査<br>令和2年10月1日        |
|              | 0~14歳         | 294,399     |                          |
|              | 65歳以上         | 756,404     |                          |
|              | 高齢化率          | 29.3        |                          |
| 出生           | 出生数           | 15,068      | 人口動態統計<br>令和4年           |
|              | 出生率           | 6.1         |                          |
|              | 合計特殊出生率       | 1.18        |                          |
| 死亡数 総数       | 31,491        | 1,569,050   |                          |
|              | 悪性新生物         | 7,991       |                          |
|              | 心疾患           | 5,188       |                          |
|              | 脳血管疾患         | 2,053       |                          |
|              | 自殺            | 362         |                          |
|              | その他           | 15,897      |                          |
| 医療施設数        | 病院            | 160         | 医療施設調査<br>令和4年10月1日      |
|              | 診療所           | 2,496       |                          |
|              | 歯科診療所         | 1,281       |                          |
| 社会福祉施設 総数    | 1,469         | 83,821      | 社会福祉施設等調査<br>令和4年10月1日   |
|              | 保護施設          | 5           |                          |
|              | 老人福祉施設        | 127         |                          |
|              | 障害者支援施設等      | 78          |                          |
|              | 身体障害者社会参加支援施設 | 15          |                          |
|              | 婦人保護施設        | 1           |                          |
|              | 児童福祉施設        | 938         |                          |
|              | 母子・父子福祉施設     | 1           |                          |
|              | その他の社会福祉施設等   | 304         |                          |
| 生活保護         | 保護世帯          | 41,622      | 被保護者調査<br>令和4年度(月平均)     |
|              | 保護人員          | 53,680      |                          |
| 要介護(要支援)認定者数 | 165,632       | 6,932,616   | 介護保険事業状況報告<br>(暫定)令和5年1月 |
|              | 要支援1          | 21,822      |                          |
|              | 要支援2          | 27,449      |                          |
|              | 要介護1          | 30,003      |                          |
|              | 要介護2          | 32,055      |                          |
|              | 要介護3          | 23,390      |                          |
|              | 要介護4          | 18,341      |                          |
|              | 要介護5          | 12,572      |                          |
| 身体障害者手帳数     | 137,466       | 4,842,344   | 福祉行政報告例<br>令和4年度         |
| 療育手帳数        | 29,898        | 1,249,939   |                          |
| 精神障害者保健福祉手帳数 | 31,733        | 1,420,885   | 衛生行政報告例<br>令和4年度         |

# 京都府所管保健所等一覧

令和6. 6. 1現在

| ※1<br>広域振興局       | 二次医療圏域<br>高齢者健康福祉圏域 | ※1<br>保健所     | 市町村名  |
|-------------------|---------------------|---------------|-------|
| 山城広域振興局<br>(宇治市)  | ※2<br>京都・乙訓         | 乙訓<br>(向日市)   | 向日市   |
|                   |                     |               | 長岡京市  |
|                   |                     |               | 大山崎町  |
|                   | 山 城 北               | 山城北<br>(宇治市)  | 宇治市   |
|                   |                     |               | 城陽市   |
|                   |                     |               | 久御山町  |
|                   |                     |               | 八幡市   |
|                   |                     |               | 京田辺市  |
|                   |                     |               | 井手町   |
|                   |                     |               | 宇治田原町 |
| 南丹広域振興局<br>(亀岡市)  | 山 城 南               | 山城南<br>(木津川市) | 木津川市  |
|                   |                     |               | 笠置町   |
|                   |                     |               | 和束町   |
|                   |                     |               | 精華町   |
| 中丹広域振興局<br>(舞鶴市)  | 南 丹                 | 南丹<br>(南丹市)   | 南山城村  |
|                   |                     |               | 亀岡市   |
|                   |                     |               | 南丹市   |
| 丹後広域振興局<br>(京丹後市) | 中 丹                 | 中丹西<br>(福知山市) | 京丹波町  |
|                   |                     | 中丹東<br>(舞鶴市)  | 福知山市  |
|                   |                     |               | 綾部市   |
|                   |                     | 丹 後           | 舞鶴市   |
|                   |                     |               | 宮津市   |
| 4 広域振興局           | —                   | 7 保健所         | 京丹後市  |
|                   |                     |               | 与謝野町  |
|                   |                     |               | 伊根町   |
|                   |                     |               | 25市町村 |

※1 広域振興局欄及び保健所欄のカッコ内は、広域振興局及び保健所の所在地である。

※2 京都・乙訓二次医療圏域及び同高齢者健康福祉圏域は、上記3市町村と京都市により構成されている。

■□■□ 京都府所管保健所・管轄地図 ■□■□



■二次医療圏域

医療法により設定が定められ、高度・特殊・専門的な医療を除く一般的な入院医療の整備を図るべき地域的単位

- ◆設定基準：圏域内に一般入院医療の需要に対応しうる医療機関が存在している  
圏域内の各地点から医療機関までの所要時間がおおむね1時間程度である  
圏域内の各市町村間に一般入院患者に関する相互依存関係がある

#### ■高齢者健康福祉圏域及び障害福祉圏域

市町村の区域を超えた広域的な見地から、各市町村間で均衡のとれた福祉サービス供給体制の確保を図るため設定  
保健・医療・福祉の連携を図る観点から、医療法に基づく京都府における二次医療圏と整合を図っている

## ■□■□京都府所管児童相談所・圏域地図 ■□■□



# 事務概要

(令和6年度)

京都府文化生活部  
京都府文化施設政策監

## 目 次

|              |    |
|--------------|----|
| I 組織         | 1  |
| 組織図          | 1  |
| 事務分掌         | 2  |
| II 令和6年度予算状況 | 4  |
| 総括表          | 4  |
| 主要事項等        | 5  |
| III 主要計画等    | 14 |
| IV 関係施設      | 16 |

# I 組織

## 【組織図】

令和6年4月1日現在

| 本庁課                                | 担当  | 地域機関等  |
|------------------------------------|---|--|
| <b>【文化生活部】</b>                     |   |  |
| 人 権 啓 発 推 進 室(10)                  | 企 画 ・ 推 進 係                                       |  |
| 文 化 政 策 室(25)<br>(企画調整理事含む)        | 文 化 企 画 係<br>政 策 推 進 係<br>文 化 連 携 推 進 係           | 京都学・歴彩館 (33)<br>(京都文化財団派遣) (2)                         |
| 文 化 生 活 総 務 課(27)<br>(部長、副部長含む)    | 総 務 企 画 係<br>經 理 企 画 係<br>府 民 協 動 係               | 自転車競技事務所 (5)<br>植物園 (31)<br>(文化庁派遣) (5)<br>(宇治市派遣) (1) |
| 文 化 芸 術 課(18)                      | 文 化 の 人 づ く り 係<br>芸 術 振 興 係<br>地 域 文 化 振 興 係     |  |
| ス ポ ー ツ 振 興 課(13)                  | 企 交 流 画 推 進 係                                     | 体育館 (6)  |
| 文 教 課(19)                          | 幼 稚 園 ・ 専 修 学 校 係<br>小 ・ 中 ・ 高 校 係<br>経営支援・宗教法人係  |  |
| 安 心・安 全 ま ち づ く り 推 進 課(12)        | 防 犯 ・ 交 通 安 全 係                                   | 交通事故相談所  |
| 男 女 共 同 参 画 課(14)<br>(副部長含む)       | 企 画 ・ 地 域 支 援 係<br>女性活躍・ワーク・ライフ・<br>バ ラ ン ス 推 進 係 |  |
| 府 民 総 合 案 内・相 談 センター(3)            | 総 合 案 内 ・ 相 談 係                                   |  |
| 消 費 生 活 安 全 センター(13)               | 企 画 ・ 啓 発 係<br>相 談 ・ 情 報 係<br>調 査 ・ 指 導 係         |  |
| 生 活 衛 生 課(18)                      | 生 活 営 業 係<br>食 品 衛 愛 係<br>動 物 愛 護 係               | 動物愛護センター (5)   |
| <b>【文化施設政策監】</b>                   |   |  |
| 文 化 施 設 政 策 監 付(20)<br>(文化施設政策監含む) |   |  |
| 〔 本地域機関遣 192<br>派 80<br>〕 8        |   | 計280人  |

# 【事務分掌】

## ■文化生活部

### 【人権啓発推進室】

- (1) 人権啓発の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 人権啓発の推進に関すること。
- (3) 同和事業の整理等に関すること。

### 【文化政策室】

- (1) 文化行政の企画及び連携推進に関すること。
- (2) 生涯学習（教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 文化財を守り伝える京都府基金に関すること。
- (4) 京都府立京都学・歴彩館、京都府立文化芸術会館、京都府立ゼミナールハウス、京都府立府民ホール、京都府立堂本印象美術館及び京都府立陶板名画の庭に関すること。
- (5) その他文化行政（他課及び教育委員会の所管に属するものを除く。）に関すること。

### 【文化生活総務課】

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人の認証、認定等に関すること。
- (3) 社会貢献活動の促進に関すること。
- (4) 府民運動の企画及び推進に関すること。
- (5) 府民参画の推進に関すること。
- (6) 自転車競技事務所に関すること。
- (7) 京都府立植物園に関すること。
- (8) 部内の人事及び組織に関すること。
- (9) 部に属する予算の経理に関すること。
- (10) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (11) 部内他課の主管に属さないこと。

### 【文化芸術課】

- (1) 文化を担う人材の育成及び文化の次世代への継承に関すること。
- (2) 文化に関する創造的活動の促進に関すること。
- (3) 文化を生かした産業及び地域の振興に関すること。
- (4) 文化団体等に関すること。

### 【スポーツ振興課】

- (1) 府民スポーツ（教育委員会の所管に属するものを除く。）の振興に関すること。
- (2) スポーツに係る国際大会の誘致等に関すること。
- (3) 府民スポーツの奨励育成に関すること。
- (4) 京都府府民スポーツ振興基金に関すること。
- (5) 京都府立体育館及び京都府立京都スタジアムに関すること。

### 【文教課】

- (1) 私立学校に関すること。
- (2) 私立専修学校に関すること。
- (3) 私立各種学校に関すること。
- (4) 学校法人に関すること。
- (5) 宗教法人に関すること。
- (6) その他文教に関すること。

#### 【安心・安全まちづくり推進課】

- (1) 安心・安全なまちづくりの企画及び総合調整に関すること。
- (2) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進に関すること。
- (3) 犯罪被害者等支援に関すること。
- (4) セーフ・コミュニティの推進に関すること。
- (5) 交通安全に関すること。
- (6) 交通事故の被害者の援助に関すること。
- (7) 交通事故相談所に関すること。
- (8) 自動車運転代行業に関すること。

#### 【男女共同参画課】

- (1) 男女共同参画施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 女性の活躍の推進に関すること。
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。

#### 【府民総合案内・相談センター】

- (1) 府民総合案内に関すること。
- (2) 府民相談に関すること。

#### 【消費生活安全センター】

- (1) 消費生活に係る安全確保及び取引方法の適正化に関すること。
- (2) 消費者の教育及び啓発に関すること。
- (3) 災害時における生活必需品等の確保に関すること。
- (4) 消費生活協同組合に関すること。
- (5) 金融広報に関すること。
- (6) 消費生活に係る相談及び指導に関すること。
- (7) 商品テストに関すること。
- (8) その他消費生活の安定と向上に関すること。

#### 【生活衛生課】

- (1) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所等に関すること。
- (2) クリーニング師及びふぐ処理師に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) 牲畜場、食鳥処理場及び化製場等に関すること。
- (5) 建築物の衛生的環境の確保に関すること。
- (6) 墓地、埋火葬及び胞衣産汚物に関すること。
- (7) 狂犬病の予防に関すること。
- (8) 動物の飼養管理及び愛護に関すること。
- (9) 人と動物の共生社会づくりに関すること。
- (10) 京都府動物愛護センターに関すること。
- (11) 住宅宿泊事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (12) その他生活衛生に関すること。

## ■文化施設政策監

#### 【文化施設政策監付】

- (1) 文化施設等に係る政策及び整備の推進に関すること。

## II 令和6年度 文化生活部予算状況

### 【総括表(一般会計)】 ※()内令和5年度2月補正予算含む

○ 岁 入

(単位 : 千円)

| 款        | 予算額                        | 課 别 内 訳 |                      |         |                      |            |                       |         |               |            |        |              |
|----------|----------------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|------------|-----------------------|---------|---------------|------------|--------|--------------|
|          |                            | 人権啓発推進  | 文化政策室<br>文化芸術課       | 文化生活総務課 | スポーツ振興課              | 文教課        | 安心・安全<br>まちづくり<br>推進課 | 男女共同参画課 | 府民総合案内・相談センター | 消費生活安全センター | 生活衛生課  | 文化施設政<br>策監付 |
| 使用料及び手数料 | 257,724                    |         | 416                  |         | 68,881               | 80         |                       |         |               |            | 50,548 | 137,799      |
| 国庫支出金    | 11,047,690<br>(11,127,690) | 271,568 | 166,007<br>(246,007) |         | 66,500               | 10,415,573 | 1,000                 | 51,808  |               | 60,354     | 14,880 |              |
| 財産収入     | 3,874                      | 795     | 2,839                | 4       | 236                  |            |                       |         |               |            |        |              |
| 寄附金      | 411,990<br>(511,990)       |         | 46,000<br>(146,000)  |         | 59,050               |            | 6,200                 | 540     |               |            |        | 300,200      |
| 繰入金      | 87,330                     |         | 77,458               | 9,872   |                      |            |                       |         |               |            |        |              |
| 諸収入      | 224,774<br>(231,774)       | 52,622  | 22,147               |         | 134,556<br>(141,556) | 713        |                       | 1,000   |               | 250        | 5,836  | 7,650        |
| 計        | 12,033,382<br>(12,220,382) | 324,985 | 314,867<br>(494,867) | 9,876   | 329,223<br>(336,223) | 10,416,366 | 7,200                 | 53,348  |               | 60,604     | 71,264 | 445,649      |

○ 岁 出

(単位 : 千円)

| 款   | 予算額                        | 課 別 内 訳 |                          |           |                      |            |                       |         |               |            |         |              |
|-----|----------------------------|---------|--------------------------|-----------|----------------------|------------|-----------------------|---------|---------------|------------|---------|--------------|
|     |                            | 人権啓発推進  | 文化政策室<br>文化芸術課           | 文化生活総務課   | スポーツ振興課              | 文教課        | 安心・安全<br>まちづくり<br>推進課 | 男女共同参画課 | 府民総合案内・相談センター | 消費生活安全センター | 生活衛生課   | 文化施設政<br>策監付 |
| 総務費 | 6,350,502<br>(6,557,502)   | 217,220 | 2,160,113<br>(2,360,113) | 2,162,826 | 605,742<br>(612,742) | 2,351      | 376,135               | 156,179 | 34,586        |            |         | 635,350      |
| 民生費 | 352,720                    | 352,720 |                          |           |                      |            |                       |         |               |            |         |              |
| 衛生費 | 308,262                    |         |                          | 196,651   |                      |            |                       |         |               |            | 111,611 |              |
| 労働費 | 789                        |         |                          |           |                      |            |                       | 789     |               |            |         |              |
| 商工費 | 235,258                    |         |                          | 119,052   |                      |            |                       |         |               | 116,206    |         |              |
| 教育費 | 32,998,881                 |         |                          | 134,848   | 28,789               | 32,534,244 |                       |         |               |            |         | 301,000      |
| 計   | 40,246,412<br>(40,453,412) | 569,940 | 2,160,113<br>(2,360,113) | 2,613,377 | 634,531<br>(641,531) | 32,536,595 | 376,135               | 156,968 | 34,586        | 116,206    | 111,611 | 936,350      |

### 【総括表(収益事業特別会計)】

○ 岁 入

(単位 : 千円)

| 款        | 予算額        | 備 考               |
|----------|------------|-------------------|
| 収益事業収入   | 24,423,770 | 競輪事業収入            |
| 使用料及び手数料 | 858        | 競輪場売店使用料          |
| 財産収入     | 14         | 向日町競輪場施設等整備基金運用利子 |
| 繰越金      | 1,168,060  | 前年度からの繰越金         |
| 諸収入      | 393,266    | 場外開催受託事業収入等       |
| 計        | 25,985,968 |                   |

○ 岁 出

(単位 : 千円)

| 款     | 予算額        | 備 考           |
|-------|------------|---------------|
| 競輪事業費 | 25,469,836 | 競輪場運営に要する経費   |
| 繰出金   | 100,000    | 一般会計への繰出金     |
| 諸支出金  | 4,297      | 地方公共団体金融機関納付金 |
| 予備費   | 411,835    | 予備費           |
| 計     | 25,985,968 |               |

【主要事項等】(令和5年度2月補正予算含む)

1 人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組

|      |  |     |         |
|------|--|-----|---------|
| 事業名  | 人権啓発費  | 担当課 | 人権啓発推進室 |
| 予算額  | 140,000千円  |     |         |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、それぞれの幸福を最大限に追及することができる共生社会の実現を図るため、様々な人権課題に関する啓発・相談等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 啓発・相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞、テレビ・ラジオ、ホームページ、SNSなど様々な媒体を通じた啓発・広報</li> <li>・ヒューマンフェスタ、人権フォーラムなどのイベント開催</li> <li>・インターネット上の人権侵害への対応</li> <li>・人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)の実施 等</li> </ul> </li> <li>(2) 市町村支援等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発指導者養成研修会の実施</li> <li>・インターネットによる人権侵害対策研究会の開催</li> <li>・市町村が実施する人権啓発事業に対する助成 等</li> </ul> </li> </ul> |     |         |

2 文化力による未来づくりに向けた取組

|      |   |     |             |
|------|---|-----|-------------|
| 事業名  | 文化力による未来づくり事業費  | 担当課 | 文化政策室、文化芸術課 |
| 予算額  | 1,271,201千円   |     |             |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>文化の保存・継承から発展、創造、活用まで文化政策を総合的に推進する施策を実施し、心豊かでより質の高い府民生活及び各地域の活性化の実現を目指す。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化活動を担う人づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・府域で文化に関わる(担う・支える・楽しむ)人が増え、その裾野が広がることを目指す取組の実施</li> </ul> </li> <li>(2) 文化的保存及び継承 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行催事や文化財の価値を理解するとともに、大切に守り、継承していく活動に携わる人が増え、関心が高まることを目指す取組の実施</li> </ul> </li> <li>(3) 新たな文化の創造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都の文化と最先端技術をはじめとする多彩な分野との交流が、京都府のいたるところで生まれることを目指す取組の実施</li> </ul> </li> <li>(4) 文化資源を生かした地域づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門人材による支援のもとで、地域における文化活動が活発になることをを目指す取組の実施</li> </ul> </li> <li>(5) 文化資源を活用した経済の活性化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都が、作品の制作から販売まで行う場であると国内外から認識され、文化に関係する人が集まるとともに、京都から世界に通じる人が輩出されること、さらには文化を基軸とした産業の振興を目指す取組の実施</li> </ul> </li> <li>(6) 多様な京都の文化の発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本が世界から注目される国際的なイベント等を契機として、京都文化の発信を進めることを目指す取組の実施</li> </ul> </li> <li>(7) 文化活動を支える基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化活動を専門人材が支援する仕組みを構築することで、文化の「つくり手」「受け手」双方の水準を向上させるとともに、府内各地域の文化活動の活性化を目指す取組の実施</li> </ul> </li> </ul> |     |             |

### 3 文化の力で世界に貢献する京都の実現に向けた取組

|      |   |     |             |
|------|---|-----|-------------|
| 事業名  | 京都文化力世界発信事業費  | 担当課 | 文化政策室、文化芸術課 |
| 予算額  | 210,000千円   |     |             |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>誰もが親しみやすい文化である音楽やアートを京都から世界に発信</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) Music Fusion in Kyoto 音楽祭の開催<br/>Music Fusion in Kyoto 音楽祭プレコンサート(新規)<br/>・ 2025年開催に向けた機運醸成のため、府内各地で室内楽コンサートや府内小中学生を対象にした公演・指導等を実施するイベント等を開催</p> <p>(2)「京都国際アートフェア」の開催</p> <p>①「Art Collaboration Kyoto」の開催<br/>・ Art Collaboration Kyoto の開催により誘客したギャラリー、コレクター等を、連動して実施する各種フェアとマッチングさせることにより、京都の若手作家育成の仕組みを構築</p> <p>②「ARTISTS' FAIR KYOTO」の開催<br/>・ 国内外で活躍する京都ゆかりの芸術家が主体となり、芸術家自身が出展者として展示販売する京都創発のアートフェアを開催</p> <p>③「京都アートラウンジ」の開催<br/>・ 若手芸術家の作品販売や企業の制作支援等へ繋げるため、若手芸術家と芸術活動に関心を持つ企業経営者等との交流会を開催</p> <p>④「Kyoto Art for Tomorrow(新鋭選抜展)」の開催<br/>・ 日本画、洋画、工芸等の分野を超えた幅広い芸術分野を対象に、京都を中心に活躍する若手芸術家の選抜展を開催</p> |     |             |
|      |   |     |             |

### 4 地域の多様な主体の協働による地域課題解決に向けた取組

|      |   |     |         |
|------|---|-----|---------|
| 事業名  | 地域交響プロジェクト推進費   | 担当課 | 文化生活総務課 |
| 予算額  | 281,833千円   |     |         |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>地域の課題に府・市町村等と連携・協働して対応できる地域団体を育成する仕組みを構築し、安心・安全な暮らしを支える地域づくりを推進</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 地域交響プロジェクト交付金<br/>・ 特に地域の支えを必要とする重要課題(子育て、要配慮者支援、防災、多文化共生、移住促進等)の解決を支援<br/>・ 地域課題全般の解決を対象とし、伴走支援・基盤強化事業とあわせて、自立的な事業運営を支援<br/>・ 地域の総合的な問題解決に取り組む自治会・NPO等の協働体(協働推進型プラットフォーム)の形成を支援<br/>・ 災害時の被災地復旧活動を支援</p> <p>(2) 伴走支援・基盤強化事業<br/>・ 専門家等による支援や財源・人材確保等に関するセミナーによる支援<br/>・ 地域コミュニティが地域で抱える課題を掘り起こし、その解決方法や目指すべき方向性を共有するため、地域に関わる多様な主体が対話する場の設置等を支援</p> |     |         |
|      |   |     |         |

## 5 誰もが親しみ夢が広がるスポーツの振興に向けた取組

|      |   |     |         |
|------|---|-----|---------|
| 事業名  | 京のスポーツ・スタジアム夢づくり事業費   | 担当課 | スポーツ振興課 |
| 予算額  | 10,000千円  |     |         |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>子どもたちがスポーツを通じて夢や希望を持てるよう、府内プロスポーツチームと連携したスポーツ体験教室や、様々な競技のトップアスリートとの交流等を促進することで、スポーツの裾野拡大となる取組を展開</p> <p>2 事業内容<br/>・サンガスタジアムby KYOCERAにおいて、府内プロスポーツチームに所属するトップアスリート等を招聘し、子どもたちが様々な競技種目を、アスリートと体験できる交流会を実施</p> |     |         |

|      |  |     |         |
|------|--|-----|---------|
| 事業名  | 京のジュニアスポーツアカデミー構想推進事業費   | 担当課 | スポーツ振興課 |
| 予算額  | 1,000千円  |     |         |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>少子化の中でも、将来にわたりすべての子どもたちがやりたいスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向けた施策を推進</p> <p>2 事業内容<br/>・検討会議の開催や民間スポーツ団体等へのヒアリングを実施</p> |     |         |

## 6 私立学校の振興等に向けた取組

| 事業名            | 私立学校教育振興補助金   | 担当課 | 文教課 |    |         |            |            |          |           |          |           |           |           |                |        |          |         |   |            |
|----------------|---|-----|-----|----|---------|------------|------------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|----------------|--------|----------|---------|---|------------|
| 予算額            | 30,517,788千円  |     |     |    |         |            |            |          |           |          |           |           |           |                |        |          |         |   |            |
| 事業内容           | <p>1 趣旨<br/>私立学校が京都府の学校教育において重要な役割を果たしていることを踏まえ、私立学校の教育条件の維持・向上、保護者の教育費負担を軽減</p> <p>2 事業内容<br/>           (1)私立高等学校あんしん修学支援事業費<br/>           ・家庭の経済状況にかかわらず、修学の意志のある私立高校生が安心して勉学に打ち込めるよう、修学費用負担を軽減<br/>           (2)奨学のための給付金<br/>           ・都道府県民税及び市町村民税非課税世帯の私立高校生等に対して、授業料以外の教育費を給付</p> <p>○予算の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等學校運営費補助等</td> <td>21,322,356</td> </tr> <tr> <td>中學校運営費補助</td> <td>2,848,441</td> </tr> <tr> <td>小學校運営費補助</td> <td>1,336,593</td> </tr> <tr> <td>幼稚園運営費補助等</td> <td>4,341,625</td> </tr> <tr> <td>専修・各種学校教育振興補助等</td> <td>91,505</td> </tr> <tr> <td>私学関係団体補助</td> <td>577,268</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>30,517,788</td> </tr> </tbody> </table> |     |     | 区分 | 予算額(千円) | 高等學校運営費補助等 | 21,322,356 | 中學校運営費補助 | 2,848,441 | 小學校運営費補助 | 1,336,593 | 幼稚園運営費補助等 | 4,341,625 | 専修・各種学校教育振興補助等 | 91,505 | 私学関係団体補助 | 577,268 | 計 | 30,517,788 |
| 区分             | 予算額(千円)   |     |     |    |         |            |            |          |           |          |           |           |           |                |        |          |         |   |            |
| 高等學校運営費補助等     | 21,322,356  |     |     |    |         |            |            |          |           |          |           |           |           |                |        |          |         |   |            |
| 中學校運営費補助       | 2,848,441   |     |     |    |         |            |            |          |           |          |           |           |           |                |        |          |         |   |            |
| 小學校運営費補助       | 1,336,593   |     |     |    |         |            |            |          |           |          |           |           |           |                |        |          |         |   |            |
| 幼稚園運営費補助等      | 4,341,625   |     |     |    |         |            |            |          |           |          |           |           |           |                |        |          |         |   |            |
| 専修・各種学校教育振興補助等 | 91,505  |     |     |    |         |            |            |          |           |          |           |           |           |                |        |          |         |   |            |
| 私学関係団体補助       | 577,268   |     |     |    |         |            |            |          |           |          |           |           |           |                |        |          |         |   |            |
| 計              | 30,517,788  |     |     |    |         |            |            |          |           |          |           |           |           |                |        |          |         |   |            |

## 7 犯罪被害者等支援の推進に向けた取組

|      |  |     |               |
|------|--|-----|---------------|
| 事業名  | 犯罪被害者等支援総合対策事業費  | 担当課 | 安心・安全まちづくり推進課 |
| 予算額  | 12,429千円   |     |               |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>         「京都府犯罪被害者等支援条例」の制定に伴い、犯罪被害者等への支援の更なる充実を図るため、新たな支援体制の構築、(公社)京都犯罪被害者支援センターの体制機能強化、支援を行う人材の育成、生活再建支援や法的援助助成、社会機運の醸成に資する事業を実施</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪被害者等支援強化事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関が支援内容を協議し進める支援調整会議の設置</li> <li>・個々の犯罪被害者等の状況に応じた支援をコーディネートする社会福祉士の配置</li> <li>・京都犯罪被害者支援センターの体制の充実・強化</li> </ul> </li> <li>(2) 犯罪被害者等生活再建支援事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の生活再建に必要な転居費用の助成</li> </ul> </li> <li>(3) 犯罪被害者等法的援助助成事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等が当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用等の助成</li> </ul> </li> <li>(4) 犯罪被害者等支援府民理解促進事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等支援に対する府民の理解増進のための啓発</li> </ul> </li> </ul> |     |               |

## 8 男女共同参画社会の推進に向けた取組

|      |  |     |         |
|------|--|-----|---------|
| 事業名  | 女性活躍総合支援事業費  | 担当課 | 男女共同参画課 |
| 予算額  | 118,218千円  |     |         |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>         京都ウイメンズベース・マザーズジョブカフェ・京都府男女共同参画センターの3所が連携し、女性活躍をワンストップで支援するとともに、性別に関わらず様々な困難・課題を抱える方への支援を実施</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 京都ウイメンズベース事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業における女性活躍や多様な働き方導入に関する相談・研修・制度整備等の支援や「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業の拡大</li> <li>・企業の意思決定に参画できる役職への女性登用を推進するため、企業の中核人材となる女性の育成研修等を実施</li> </ul> </li> <li>(2) マザーズジョブカフェ推進事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・働きながら子育てしたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援</li> </ul> </li> <li>(3) 京都府男女共同参画センター運営事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談、男性相談の実施</li> <li>・女性の社会参画支援のため、起業支援や地域における女性支援等を実施</li> </ul> </li> <li>(4) 女性つながりサポート事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体による無料のカウンセリング・電話相談・SNS相談・伴走支援等を実施</li> </ul> </li> </ul> |     |         |

## 9 消費者行政の推進に向けた取組

|         |   |       |            |
|---------|---|-------|------------|
| 事 業 名   | 消費者あんしんサポート事業費  | 担 当 課 | 消費生活安全センター |
| 予 算 額   | 44, 532千円   |       |            |
| 事 業 内 容 | <p>1 趣旨<br/>府民の安心・安全な消費生活を実現するため、高齢者の被害防止対策や成年年齢引下げに伴う消費者教育の推進及び市町村消費生活相談窓口の運営支援等を実施</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市町村相談センター支援事業等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ネット取引等あんしんチーム」による市町村相談のサポート</li> <li>・府全域のリアルタイムな情報共有</li> <li>・市町村相談センターの運営に対する助成</li> <li>・近畿府県合同での調査・指導 等</li> </ul> </li> <li>(2)消費者被害防止対策事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質商法等被害の未然防止を図るため、見守り人材の養成や地域の見守りの担い手による啓発を実施</li> <li>・市町村見守りネットワークの活動支援 等</li> </ul> </li> <li>(3)成年年齢引下げ対策事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年年齢引下げ対策として、学校等における消費者教育の支援や、若年者を対象とした悪質商法等による消費者被害防止対策を実施</li> </ul> </li> <li>(4)消費者教育推進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者市民社会の構築に向けた消費者教育の展開</li> </ul> </li> </ul> |       |            |

## 10 食の安心・安全確保に向けた取組

|         |  |       |       |
|---------|--|-------|-------|
| 事 業 名   | きょうと「食の安心・安全」確保事業費   | 担 当 課 | 生活衛生課 |
| 予 算 額   | 16, 455千円  |       |       |
| 事 業 内 容 | <p>1 趣旨<br/>食の安心・安全行動計画等を踏まえ、関係部局が連携し、食品表示の適正化、食に関する情報発信、食品衛生監視指導等を強化することにより、府民の食への信頼を確保</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)食品衛生監視指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法改正に伴うHACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化を踏まえ、事業者に衛生管理の手法について啓発を行うとともに、食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」等による自主衛生管理の推進、食品衛生監視機動班による事業者への監視・指導の実施や食品等の放射性物質、添加物等の検査項目を充実し、食の安心・安全を確保</li> </ul> </li> <li>(2)食品検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内に流通している食品等の検査を行い、その結果を定期的に公表することで食の安心・安全を確保</li> </ul> </li> <li>(3)遺伝子組換え食品検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・DNA検査機器により遺伝子組換え食品の分析を実施し、表示内容の検査を行うことにより食の安心・安全を確保</li> </ul> </li> <li>(4)拠点保健所業務管理基準(GLP)導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・GLP(業務管理基準)の導入により、精度管理体制を構築するとともに検証体制を整備し、検査の信頼性を確保</li> </ul> </li> </ul> |       |       |

## 11 京都府立植物園の次の100年に向けた新たな取組

|      |  |     |                |
|------|--|-----|----------------|
| 事業名  | 植物園100周年記念事業費  | 担当課 | 文化施設政策監付、文化芸術課 |
| 予算額  | 243,000千円  |     |                |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>令和6年1月1日に開園100周年を迎えた府立植物園において、更なる魅力を創出する記念事業を実施するとともに、次の100年に向けた新たな植物園の取組を開始</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 植物園100周年記念祭等の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・100周年記念祭(記念式典、シンポジウム等)</li> <li>・メディアアートプロジェクト</li> <li>・季節ごとの植物の魅力を発信する特別展示</li> </ul> </li> <li>(2) 子どもはぐくみゾーンの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが楽しく遊びながら植物について学べるエリアや、子ども用トイレ・授乳室を整備</li> </ul> </li> <li>(3) 京都植物誌プロジェクトの始動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都の植物多様性保全を推進するため、府内植物証拠標本を網羅した「京都植物誌」の制作に向け、ボランティアの新規募集や研修、植物調査等を実施</li> </ul> </li> </ul> |     |                |

## 12 北山エリア整備に向けた取組

|      |  |     |          |
|------|--|-----|----------|
| 事業名  | 北山エリア整備関連事業費   | 担当課 | 文化施設政策監付 |
| 予算額  | 15,000千円   |     |          |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>北山エリアの整備内容について幅広く周知・理解促進を図るため、必要な調査・検討を実施</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の整備内容や事業手法の調査・検討</li> <li>・専門家会議の開催</li> <li>・北山エリア全体の整備内容の周知・理解促進 等</li> </ul> |     |          |

## 13 北部医療センターの機能強化に向けた取組

|      |  |     |          |
|------|--|-----|----------|
| 事業名  | 北部医療センター地域医療連携機能強化検討費  | 担当課 | 文化施設政策監付 |
| 予算額  | 1,000千円  |     |          |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>府立医科大学大学院北部地域医学コースの設置や府立看護学校建替整備等の動向を踏まえ、北部地域における医療機関の連携や人材育成の強化を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部医療センターを中心に、北部地域における各病院の役割分担や病院間の連携、人材の養成・確保を強化するための調査・検討等を実施</li> </ul> |     |          |

14 「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」整備に向けた取組

|      |  |     |          |
|------|--|-----|----------|
| 事業名  | 「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」整備応援事業費  | 担当課 | 文化施設政策監付 |
| 予算額  | 300, 000千円   |     |          |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>府立医科大学附属病院と京都大学医学部附属病院、ドナルド・マクドナルド・ハウス財団が共同で整備を進める「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」について、ふるさと納税制度を活用した財源確保を支援</p> <p>2 事業内容<br/>・ふるさと納税制度を活用して寄附金を募集</p> |     |          |

15 向日町競輪場再整備に向けた取組

|      |   |     |          |
|------|---|-----|----------|
| 事業名  | 向日町競輪場老朽化施設解体費  | 担当課 | 文化施設政策監付 |
| 予算額  | 659, 000千円(債務負担行為760, 000千円)  |     |          |
| 事業内容 | <p>1 趣旨<br/>「向日町競輪場基本構想」を踏まえた向日町競輪場の再整備を行うため、老朽施設の解体を実施</p> <p>2 事業内容<br/>・バンク、スタンド、投票所、選手宿舎など老朽施設の全面的、段階的な解体、除却を実施</p> |     |          |

(その他の主要事項等)

(単位:千円)

|    | 課名             | 事項                  | 予算額     | 事業の概要   |
|----|----------------|---------------------|---------|---|
| 1  | 人権啓発推進室        | 隣保館運営等助成費           | 352,720 | 隣保館の運営・活動の助成等   |
| 2  | 文化政策室<br>文化芸術課 | 京都の文化次世代継承事業費       | 102,000 | 「文化の心」の次世代への継承を図るため、茶道、華道等の生活文化や地域の伝統文化、食文化を深く知る機会を創出                                       |
| 3  |                | 文化連携推進事業費           | 4,000   | 文化庁京都移転を契機として、行政、経済界、文化団体等がオール京都で全国のモデルとなる新たな文化施策を検討するとともに、一体的な発信を実施                        |
| 4  |                | こころのふるさと京都の文化財保護事業費 | 85,900  | 学術上又は文化的価値の高い貴重な文化財の保全を図るため、「文化財を守り伝える京都府基金」への寄附金等を活用しながら、未指定文化財を含む文化財の保存、修理、防災対策等を総合的に推進   |
| 5  |                | 祇園祭山鉾懸装品新調事業費補助金    | 15,000  | 祇園祭山鉾懸装品のうち文化財的価値が高く、大型で貴重な前掛・胴掛け見送りなどの懸装品を退役保存するため、その代替として現代の意匠・染織技術の粋を集めた懸装品新調事業に対して補助    |
| 6  | 文化生活総務課        | きょうと地域創生活動推進事業費     | 10,000  | 府民一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府を目指し、府民全体で地域創生に取り組む機運を醸成するため、「きょうと地域創生府民会議」が実施する「府民交流フェスタ」の開催を支援 |
| 7  | スポーツ振興課        | スタジアムわいわい縛づくり推進事業費  | 5,000   | スタジアムのにぎわいづくりのため、TEAM京都コンソーシアムや京都サンガF.C.ホームタウンなどと連携し、府内全体でホームゲームを盛り上げる取組を推進                 |
| 8  | 文教課            | 未入園児保育支援事業費         | 76,000  | 私立幼稚園の施設や機能を活用した育児中の保護者向けの子育て相談や育児教室、2歳児受け入れ等の実施を促進することで、育児期の不安の軽減・解消を図る。                   |
| 9  |                | いじめ防止・不登校支援等総合推進事業費 | 8,934   | 学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実を図る。                  |
| 10 | 安心・安全まちづくり推進課  | 防犯まちづくり推進事業費        | 6,490   | 地域防犯活動の拠点「府民協働防犯ステーション」や地域を守る子ども・地域安全見守り隊の活動支援等、地域防犯力向上に向けた取組等を実施                           |
| 11 |                | 未来へつなぐ交通安全推進事業費     | 2,500   | 交通事故で亡くなった交通巡視員のご遺族からの寄附を活用し、交通事故をなくすための安全教育を実施   |
| 12 |                | 初期段階再犯防止強化事業費       | 2,000   | 軽微な罪を犯した人の立ち直りを支援するため、本来必要な福祉的支援に早期かつ適切につなぐ取組等を実施   |

(単位:千円)

|    | 課名            | 事項                  | 予算額    | 事業の概要                          |
|----|---------------|---------------------|--------|--------------------------------|
| 13 | 男女共同参画課       | ドメスティック・バイオレンス対策事業費 | 4,619  | ドメスティック・バイオレンスの被害者支援や予防・啓発等を実施 |
| 14 | 府民総合案内・相談センター | 府民総合案内・相談センター運営費    | 33,332 | 府民総合案内・相談センターの運営及び府民相談等を実施     |

### III 文化生活部主要計画等

#### 【主要計画等】

| 名称                                   | 内容   | 備考                                |
|--------------------------------------|--|-----------------------------------|
| 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)                  | 一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、人権という普遍的文化を構築するため、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針を策定  | 計画期間：<br>平成 28～令和 7 年度<br>(10 年間) |
| 京都府文化力による未来づくり基本計画                   | 文化の保存・継承から発展、創造、活用まで文化政策をより総合的に推進するため、「京都府文化力による未来づくり条例」第7条に基づき策定<br>※京都府文化力による未来づくり基本計画については、6月定例会で新たに上程する「文化が活きる京都の推進に関する条例（案）」に基づき見直し予定。                                  | 計画期間：<br>令和元～5 年度<br>(5 年間)       |
| 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画                | 犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、再犯防止施策、犯罪被害者支援を実施するため、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」第3条に基づき策定<br>※「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に規定する地方再犯防止推進計画及び「京都府犯罪被害者等支援条例」第9条に規定する犯罪被害者等支援推進計画として位置付ける。 | 計画期間：<br>令和 6～10 年度<br>(5 年間)     |
| 第 11 次京都府交通安全計画                      | 府域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「交通安全対策基本法」第25条第1項に基づき策定   | 計画期間：<br>令和 3～7 年度<br>(5 年間)      |
| 京都府自転車安全利用促進計画                       | 自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第7条に基づき策定   | 計画期間：<br>令和 3～7 年度<br>(5 年間)      |
| 京都府男女共同参画計画—K Y O のあけぼのプラン(第4次)      | 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定  | 計画期間：<br>令和 3～12 年度<br>(10 年間)    |
| 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次) | 配偶者等からの暴力に関し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3に基づき策定                                    | 計画期間：<br>令和 6～10 年度<br>(5 年間)     |

| 名称                       | 内容  | 備考                            |
|--------------------------|---|-------------------------------|
| 京都女性活躍応援計画               | <p>経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）とが連携して発足した女性の活躍推進組織「輝く女性応援京都会議」により策定。本会議で採択した4つの行動宣言に基づき取り組むことにより、男女が共に多様な生き方・働き方を実現し、ゆとりがあり、豊かで活力にあふれ、「生産性が高く持続可能なまち・京都」を目指す。</p> <p>※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第1項に基づく京都府の推進計画として位置付ける。</p> | 計画期間：<br>平成28～令和7年度<br>(10年間) |
| 京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画 | <p>府民の連携・協働のもと、安心・安全な消費生活を実現するため、「京都府消費生活安全条例」第7条に基づき策定</p> <p>※「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づく京都府の消費者教育推進計画として位置付ける。</p>  | 計画期間：<br>令和4～6年度<br>(3年間)     |
| 京都府食品衛生監視指導計画            | <p>年度内に実施する監視指導の内容を定めるとともに、「京都府食の安心・安全行動計画」の食品衛生に係る施策目標を達成するため、「食品衛生法」第24条に基づき策定</p>  | 計画期間：<br>令和6年度<br>(1年間)       |
| 京都府動物愛護推進計画              | <p>動物の適正飼養の徹底や動物愛護の精神を広く周知・啓発するため、「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき策定。令和2年4月に示された動物愛護管理基本指針（環境省）に基づき、令和3年3月に一部を改定</p>  | 計画期間：<br>令和3～令和12年度<br>(10年間) |

## IV 関係施設

| 施設名<br>項目             | 府立植物園   | 府立陶板名画の庭  |
|-----------------------|---|---|
| 所 在 地<br>・<br>電 話 番 号 | 〒606-0823<br>京都市左京区下鴨半木町<br>075-701-0141(代)   | 〒606-0823<br>京都市左京区下鴨半木町<br>075-724-2188  |
| 施設の特徴                 | 植物を育成栽培して公開し広く府民の“いこいの場”“教養の場”として、大正13年1月1日に開園した国内を代表する総合植物園  | 名画の造形と色彩を忠実に再現し、永く保存できるように作られた陶板画8点を展示した安藤忠雄氏の設計による絵画庭園   |
| 設置年月                  | 大正13年1月   | 平成6年3月  |
| 敷地面積                  | 約240,000m <sup>2</sup>  | 2,849m <sup>2</sup>   |
| 延床面積                  | —   | —   |
| 施設の内容                 | 保有植物 約12,000種<br>入園料 温室観覧料<br>一般 200円 200円<br>高校生 150円 150円<br>※年間パスポートあり（一般1,000円、高校生750円、有効期間1年）<br>※中学生以下は無料<br>※70歳以上の方、障害のある方とその介護者は免除（証明するものが必要）、きょうと子育て応援パスポート事業対象施設<br>※植物園と陶板名画の庭との共通入園券を使用される場合<br>入園料 一般 250円<br>高校生 200円<br>開園 9:00～17:00<br>(入園は16:00まで)<br>休園日 年末年始 | ミケランジェロ作「最後の審判」等を展示<br>入園料<br>一般 100円<br>※中学生以下は無料<br>※70歳以上の方、障害のある方とその介護者は免除（証明するものが必要）、きょうと子育て応援パスポート事業対象施設<br>※植物園と陶板名画の庭との共通入園券を使用される場合<br>入園料<br>一般 250円<br>高校生 200円<br>開園 9:00～17:00<br>(入園は16:30まで)<br>休園日 年末年始 |
| 運営者・管理者               | 府直営   | 北山街協同組合   |
| 担当                    | 文化生活総務課（文化施設政策監付）   | 文化政策室   |

| 施設名<br>項目             | 府立京都学・歴彩館  | 府立ゼミナールハウス   |
|-----------------------|--|--|
| 所 在 地<br>・<br>電 話 番 号 | 〒606-0823<br>京都市左京区下鴨半木町1-29<br>075-723-4831   | 〒601-0533<br>京都市右京区京北下中町鳥谷2<br>075-854-0216  |
| 施設の特徴                 | 京都の歴史・文化の研究支援、学習・交流機能や京都に関する資料を総合的に収集、保存、公開する北山の新文化・学習交流拠点   | 自然豊かな環境の中で、大学生をはじめ高齢者から子どもまで多世代を対象とする宿泊が可能な研究討議や生涯学習研鑽の場   |
| 設置年月                  | 平成28年12月   | 昭和51年9月  |
| 敷地面積                  | 約13,400m <sup>2</sup>  | 90,098m <sup>2</sup>   |
| 延床面積                  | 約24,000m <sup>2</sup>  | 4,492m <sup>2</sup>  |
| 施設の内容                 | ○交流フロア（1階）<br>・大ホール484席、小ホール100席、学習室83席<br>・展示室、京都学ラウンジ、京都学デジタル資料閲覧コーナー<br>○探究フロア（2階）<br>京都学・歴彩館、府立大学、府立医科大学が収蔵する図書資料、古文書等約106万冊点、学術雑誌約2,000種を閲覧可能<br>○開館 平日：9:00～21:00<br>※京都学ラウンジは18時まで<br>土日：9:00～17:00<br>○休館日 每月第2水曜日、祝日法に定める休日、年末年始、蔵書整理期間 | 総合ゼミ室（定員280人） 1室<br>ゼミ室（洋室）（定員20～64人） 5室<br>ゼミ室（和室）（定員4～40人） 10室<br>ゼミ室料金（1日） 1,400円～45,500円<br>宿泊室（定員143人）<br>運動広場：ゲートボール1面、テニス2面（バーレーボール、バドミントン兼用）、レンタサイクル50台、オリエンテーリングコース2～5km、キャンプファイヤー（7月～9月）<br>休館日：1月～2月の第3月曜日、年末年始 |
| 運営者・管理者               | 府直営、一部指定管理者（ソグリ・日本管財・丸善雄松堂共同事業体）   | 一般財団法人 京都ゼミナールハウス  |
| 担当                    | 文化政策室  | 文化政策室  |

| 施設名<br>項目             | 大山崎山荘  | 府立文化芸術会館  |
|-----------------------|--|---|
| 所 在 地<br>・<br>電 話 番 号 | 〒618-0071<br>乙訓郡大山崎町字大山崎銭原5-3<br>075-957-3123(代)   | 〒602-0858<br>京都市上京区寺町通広小路下ル東桜町1<br>075-222-1046                   |
| 施 設 の 特 徴             | 天王山地域において、昭和初期に建てられた山荘が美術館としてよみがえり、自然と山荘、庭園が調和した府民の生涯学習の場  | 文化芸術を愛する人々に発表と交流の場を提供するなど京都における文化芸術創造活動のための専門施設                   |
| 設 置 年 月               | 平成8年4月   | 昭和45年1月   |
| 敷 地 面 積               | 15,617m <sup>2</sup> (うち府所有10,135m <sup>2</sup> )  | 4,468m <sup>2</sup>   |
| 延 床 面 積               | —  | 4,388m <sup>2</sup>   |
| 施 設 の 内 容             | 大山崎山荘周辺庭園(京都府所有)<br>琅玕洞(トンネル)、旧車庫(現休憩所)、<br>栖霞楼(物見塔)は平成16年に登録有形<br>文化財に登録<br>入園料 無料<br>大山崎山荘美術館(アサヒビル所有)<br>・常設展 山本(アサヒビル初代社長)コレクション、モネの名作「睡蓮」を展示<br>・企画展<br>入館料(団体割引)<br>一般 900円(800円)<br>高・大学生 500円(400円)<br>小中学生 無料<br>※障害者手帳をお持ちの方 300円<br>開園(開館) 10:00 ~ 17:00<br>休園日(休館日) 月曜日、年末年始 | ホ ー ル 419席<br>展 示 室 2室<br>会 議 室 4室<br>開 休 館 9:00~21:30<br>年 末 年 始 |
| 運営者・管理者               | 公益財団法人アサヒグループ財団  | 創(公益財団法人京都文化財団・株式会社<br>コングレ共同事業体)                                 |
| 担 当                   | 文化政策室  | 文化政策室   |

| 施設名<br>項目             | 府立府民ホール<br>(アルティ)   | 府立堂本印象美術館  |
|-----------------------|---|--|
| 所 在 地<br>・<br>電 話 番 号 | 〒602-0912<br>京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町590-1<br>075-441-1414  | 〒603-8355<br>京都市北区平野上柳町26-3<br>075-463-0007  |
| 施 設 の 特 徴             | 優れた文化芸術活動の場を提供し、府民の文化の向上に寄与するため整備された舞台芸術発表のためのホール   | 京都が生んだ世界的芸術家堂本印象画伯が、生涯にわたって創造した多彩な芸術作品(約2,000点余収蔵)を一堂に集めた美術館   |
| 設 置 年 月               | 昭和63年10月  | 平成4年4月   |
| 敷 地 面 積               | 4,473m <sup>2</sup> (公館含む)  | 2,435m <sup>2</sup>  |
| 延 床 面 積               | 5,382m <sup>2</sup> (〃)   | 1,267m <sup>2</sup>  |
| 施 設 の 内 容             | ホ ー ル 1階 460席<br>2階 100席<br><br>ホール全体が94面に分割された電動昇降床で構成されており、多彩な空間演出が可能<br><br>開 館 9:00~21:30<br>休 館 日 每月第1・3月曜日<br>年未年始<br><br>特定天井対策等工事のため、令和6年8月末まで休館中 | 入 館 料 一 般 510円<br>高 大 生 400円<br>小 中 学 生 200円<br><br>※ 65歳以上の方、障害のある方は免除(証明するものが必要)、きょうと子育て応援パスポート事業の対象施設<br>開 館 9:30~17:00<br>休 館 日 每週月曜日 年末年始 |
| 運営者・管理者               | 創(公益財団法人京都文化財団・株式会社<br>コングレ共同事業体)   | 公益財団法人 京都文化財団  |
| 担 当                   | 文化政策室   | 文化政策室  |

| 施設名<br>項目             | 府京都文化博物館   | 府丹後文化会館  |
|-----------------------|--|--|
| 所 在 地<br>・<br>電 話 番 号 | 〒604-8183<br>京都市中京区三条高倉<br>075-222-0888  | 〒627-0012<br>京丹後市峰山町杉谷 1030<br>0772-62-5200                                      |
| 施設の特徴                 | 平安建都 1200 年を記念し開館。京都の歴史<br>・文化や国内外の美術・工芸を展示する総合<br>文化施設  | 丹後地域の文化振興の中核となる広域文化<br>施設  |
| 設置年月                  | 昭和 63 年 10 月   | 昭和 55 年 4 月  |
| 敷地面積                  | 4, 790 m <sup>2</sup>  | 7, 698 m <sup>2</sup>  |
| 延床面積                  | 15, 854 m <sup>2</sup>   | 2, 627 m <sup>2</sup>  |
| 施設の内容                 | 総合展示 一般 500 円<br>大学生 400 円<br>高校生以下 無料<br>※ 障害のある方は免除（証明するものが必要）、きょうと子育て応援サポート事業<br>の対象施設<br>開館 10:00～19:30<br>休館日 毎週月曜日<br>年末年始 | ホール 760 席（定員 1,000 人）<br>練習室 3 室<br>野外ステージ<br>開館 9:00～22:00<br>休館日 毎週木曜日<br>年末年始 |
| 運営者・管理者               | 公益財団法人 京都文化財団  | 公益財団法人 京都府丹後文化事業団  |
| 担当                    | 文化政策室  | 文化政策室  |

| 施設名<br>項目             | 府中丹文化会館  | 府長岡京記念文化会館   |
|-----------------------|--|--|
| 所 在 地<br>・<br>電 話 番 号 | 〒623-0005<br>綾部市里町久田 21-20<br>0773-42-7705                             | 〒617-0824<br>長岡京市天神 4-1-1<br>075-955-5711                    |
| 施設の特徴                 | 中丹地域 3 市の文化振興の中核となる広域<br>文化施設  | 乙訓地域 2 市 1 町の文化振興の中核となる<br>広域文化施設                            |
| 設置年月                  | 昭和 58 年 5 月  | 昭和 63 年 5 月  |
| 敷地面積                  | 4, 050 m <sup>2</sup>  | 11, 000 m <sup>2</sup>                                       |
| 延床面積                  | 3, 478 m <sup>2</sup>  | 3, 577 m <sup>2</sup>  |
| 施設の内容                 | ホール 886 席（定員 1,000 人）<br>練習室 3 室<br>開館 9:00～22:00<br>休館日 毎週月曜日<br>年末年始 | ホール 1,000 席<br>練習室 3 室<br>開館 9:00～22:00<br>休館日 每週月曜日<br>年末年始 |
| 運営者・管理者               | 公益財団法人 京都府中丹文化事業団  | 公益財団法人 京都府長岡京記念文化事業団   |
| 担当                    | 文化政策室  | 文化政策室  |

| 施設名<br>項目             | 元府議会議員公舎（旧富岡鉄斎邸）  | 島津アリーナ京都（府立体育館）   |
|-----------------------|---|---|
| 所 在 地<br>・<br>電 話 番 号 | 〒602-0918<br>京都市上京区室町通薬屋町 424、425、429<br>075-341-9756   | 〒603-8334<br>京都市北区大将軍鷹司町<br>075-462-9191(代)   |
| 施 設 の 特 徴             | 国内外へ日本文化等を発信し、文化芸術を通した交流拠点として、文化芸術の振興にとどまらず産業等の振興を図るための施設   | 府民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、スポーツの振興を図るとともに、行事、催物その他の用に利用できる府内有数の大規模施設  |
| 設 置 年 月               | 昭和 22 年 10 月 (建替え : 令和 6 年 1 月)   | 昭和 46 年 10 月  |
| 敷 地 面 積               | 1, 267 m <sup>2</sup>   | 12, 843 m <sup>2</sup>  |
| 延 床 面 積               | 411 m <sup>2</sup>  | 14, 015 m <sup>2</sup>  |
| 施 設 の 内 容             | 洋室 1 (58 m <sup>2</sup> )<br>洋室 2 (16 m <sup>2</sup> )<br>茶室 (7畳)<br>和室 1 (6畳)<br>和室 2 (10畳)<br>※ 1 予約に応じて開館 (平日 9:00~17:00)<br>※ 2 土日祝日、年末年始及び管理者が定める<br>日は、閉館 | 第 1 競技場 フロア : 2, 242 m <sup>2</sup><br>バレー・ボール・バスケットボール等 3面可能<br>固定観覧席 5, 016 席<br>階段式移動観覧席 480 席<br>大型映像装置<br>第 2 競技場 フロア : 864 m <sup>2</sup><br>バレー・ボール 2面、<br>バドミントン 4面可能<br>会議室 10 室、選手控室、放送室、トレーニングルーム、事務室、売店など<br>利用料 第 1 競技場 1 使用区分 15, 500 円他<br>第 2 競技場 1 使用区分 6, 120 円他<br>会議室 1 使用区分 1, 020 円他<br>トレーニング場 1 回 350 円<br>開 館 9:00 ~ 21:00<br>休 館 日 每月第 1, 2, 5 水曜日、年末年始 |
| 運営者・管理者               | 京都商工会議所   | 府直営   |
| 担 当                   | 文化政策室   | スポーツ振興課   |

| 施設名<br>項目             | 京都トレーニングセンター   | サンガスタジアム by KYOCERA(府立京都スタジアム)  |
|-----------------------|--|---|
| 所 在 地<br>・<br>電 話 番 号 | 〒622-0232<br>京都府船井郡京丹波町曾根崩下代 110-7<br>0771-82-2460   | 〒621-0804<br>京都府亀岡市追分町<br>0771-25-3331  |
| 施 設 の 特 徴             | ジュニアアスリートの育成強化拠点として近隣大学等と連携した医・科学的トレーニング指導を実施  | 府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資する球技専用スタジアム   |
| 設 置 年 月               | 平成 28 年 7 月  | 令和元年 12 月   |
| 敷 地 面 積               | —  | 33, 140 m <sup>2</sup>  |
| 延 床 面 積               | 5, 500 m <sup>2</sup> (丹波自然運動公園内)  | 35, 601 m <sup>2</sup>  |
| 施 設 の 内 容             | 医・科学的トレーニング<br>○測定・分析<br>・膝伸屈筋力測定<br>・基礎体力測定<br>・体組成測定<br>・動作分析、映像加工<br>○各種指導・相談<br>・トレーニング指導<br>・栄養相談<br>・コンディショニング指導<br>・メンタルサポート<br>・メディカルサポート、医事相談<br><br>開 館 9:00 ~ 21:00<br>休 館 日 年末年始 | ○フィールド 126m×84m<br>○観客席 約 21, 600 席<br>観戦環境 : タント 最前列からピッヂまで<br>7.5~10.5m、高低差 1.2m<br>屋根 : 観客席より 2m 張り出し<br>○大型映像設備 2 面<br>○帯状映像設備 3ヶ所<br>○サイネージ 37 台<br>○会議室等 37 室<br>○フードコート 2 店舗<br>○クライミング ポルタリング、リード、スピード<br>○3×3 バケットコート 2 面<br>○足湯施設<br>○VR・e スポーツ施設<br>開 館 9:00 ~ 21:00<br>休 館 日 年末年始 |
| 運営者・管理者               | 公益財団法人 京都府立丹波自然運動公園協力会   | 合同会社ビバ&サンガ  |
| 担 当                   | スポーツ振興課  | スポーツ振興課   |

| 施設名<br>項目        | 府交通事故相談所  | 府男女共同参画センター（らら京都）   |
|------------------|---|---|
| 所 在 地<br>電 話 番 号 | 〒602-8570<br>京都市上京区下立売通新町西入ル<br>京都府庁旧本館1階<br>075-414-4274<br>(舞鶴支所)<br>〒625-0036 舞鶴市字浜2020<br>(中丹広域振興局舞鶴総合庁舎3階)<br>0773-62-0726   | 〒601-8047<br>京都市南区東九条下殿田町70<br>京都テルサ東館2F<br>075-692-3433  |
| 施 設 の 特 徴        | 専門的かつ高度な交通事故相談に対応した施設   | 男女共同参画と女性の社会参画を推進するための拠点となる施設   |
| 設 置 年 月          | 昭和43年4月(舞鶴支所) 昭和48年1月   | 平成8年4月  |
| 敷 地 面 積          | —   | —   |
| 延 床 面 積          | 71m <sup>2</sup> (舞鶴支所) 26.5m <sup>2</sup>  | —   |
| 施 設 の 内 容        | <p>○交通事故に関するさまざまな相談の窓口</p> <p>&lt;相談内容&gt;<br/>示談の仕方、自賠責保険等の利用・請求の仕方等の賠償問題等</p> <p>&lt;受付時間&gt;<br/>月～金曜日(祝日・年末年始除く)<br/>面接相談／9:00～11:30、13:00～16:30<br/>電話相談／9:00～17:00</p> <p>○巡回相談<br/>月1～2回<br/>各広域振興局総合庁舎において実施</p> <p>○弁護士相談<br/>本所／偶数月<br/>予約制で交通事故を専門とする弁護士(アドバイザー)を交え相談に対応</p> | <p>○府男女共同参画センター・マザーズジョブカフェ・京都ウイメンズベースの3所を京都テルサへ集結させ、女性活躍支援のワンストップ拠点化を図る</p> <p>相談室 1室<br/>チャレンジオフィス 1室(5区画)<br/>ワーキングルーム 1室<br/>ミーティングルーム 1室<br/>交流コーナー</p> <p>開館 月～土曜日 9:00～19:00</p> <p>休館日 日曜日、祝日<br/>年末年始</p> |
| 運営者・管理者          | 府直営   | 一般財団法人 京都府民総合交流事業団  |
| 担 当              | 安心・安全まちづくり推進課   | 男女共同参画課   |

| 施設名<br>項目        | 京都動物愛護センター   | 京都向日町競輪場   |
|------------------|--|--|
| 所 在 地<br>電 話 番 号 | 〒601-8103<br>京都市南区上鳥羽仏現寺町 11 番地<br>075-671-0336<br>(支所)<br>〒610-1101<br>京都市西京区大枝沓掛町 24-5   | 〒617-0002<br>京都府向日市寺戸町西ノ段 5<br>075-921-0321  |
| 施 設 の 特 徴        | 人と動物が共生する社会づくりを目指し、全国初となる都道府県と政令市が共同して設置・運営する動物愛護・管理施設   | 自転車競技法に基づき運営される公営競技・競輪を開催するための施設   |
| 設 置 年 月          | 平成 27 年 4 月 (支所 : 昭和 63 年 4 月)   | 昭和 25 年 11 月   |
| 敷 地 面 積          | 11, 312 m <sup>2</sup>   | 57, 888. 55 m <sup>2</sup>   |
| 延 床 面 積          | 1, 273 m <sup>2</sup> (支所 : 416 m <sup>2</sup> )   | 41, 185 m <sup>2</sup>   |
| 施 設 の 内 容        | <p>○動物棟にて、保護・収容された犬猫の飼育、健康管理を行う譲渡事業を中心に、動物愛護や犬・猫等ペットの適切な飼養管理の普及啓発事業を実施</p> <p>&lt;付帯施設・設備&gt;</p> <p>○事務所棟<br/>・会議室<br/>・ふれあい室</p> <p>○動物棟<br/>・治療室<br/>・収容室、検疫室、譲渡室</p> <p>○その他<br/>・ドッグラン (利用料)<br/>共用ゾーン 1頭につき 300 円/時間<br/>専用ゾーン (要事前予約)<br/>5頭まで 3,050 円/時間<br/>※ 6頭目からは 1頭を超えるごとに 300 円追加<br/>・トリミングルーム (利用料)<br/>1,010 円/時間</p> <p>&lt;開所&gt;9:00~17:00<br/>&lt;休所&gt;木曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始</p> | <p>バンク 周長 400m<br/>収容人数 約 20,000 人<br/>球技施設 テニスコート (2 面)</p> <p>入 場 料 無料 (本場開催時のみ 50 円)<br/>開 門 開門 10:00 ~ 最終レース終了後 閉門<br/>休 場 日 不定期</p> |
| 運営者・管理者          | 府・市共同運営  | 株式会社 J P F   |
| 担 当              | 生活衛生課  | 文化生活総務課 (文化施設政策監付)   |

令和6年度

京都府商工労働観光部の概要

(抜粋版)

京都府商工労働観光部

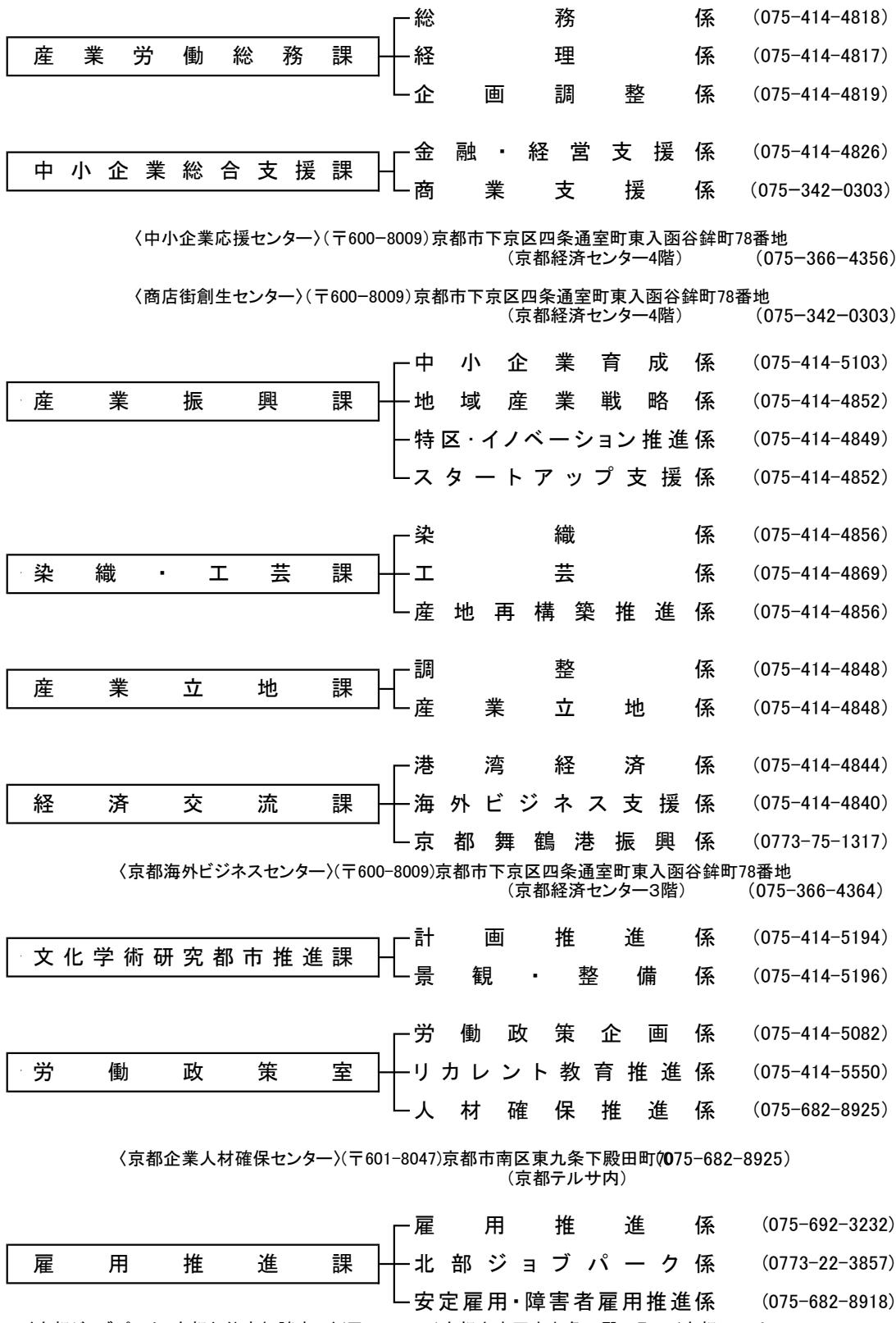
## I 商工労働観光行政の執行体制

### 1 商工労働観光部の組織

【知事部局】

<本庁> (〒602-8570) 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

[商工労働観光部]





## 2 商工労働観光部の事務分掌

【知事部局】

〔商工労働観光部〕

《労働政策室》

- (1) 労働政策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 多様な働き方の推進に関すること。
- (3) 労働組合に関すること。
- (4) 労働委員会に関すること。
- (5) 労働相談、労働者の福祉及び労働教育に関すること。
- (6) その他労働に関するここと（他課の主管に属するものを除く。）。

## II 令和6年度京都府予算（令和5年度2月補正予算を含む）の概要

令和6年度予算においては、京都府総合計画に基づき、「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から、誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」の実現に向け、取組を加速化するために必要となる予算を編成した。

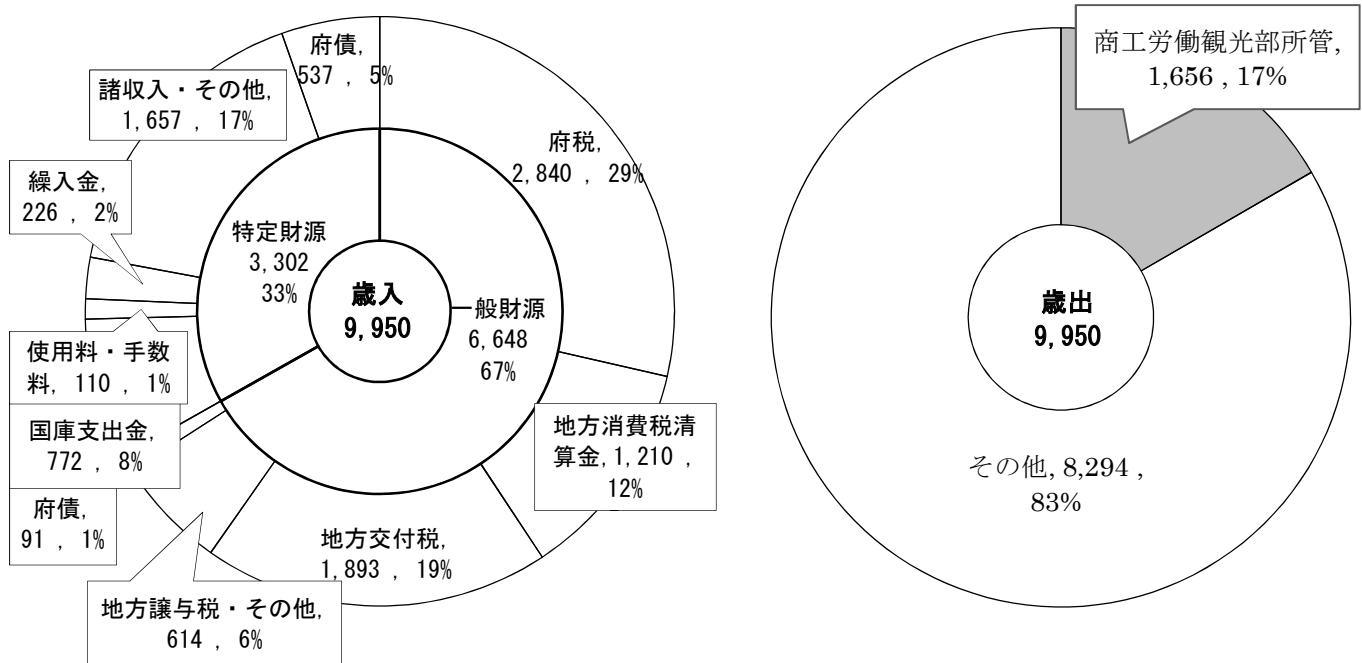
### ◆あたたかい京都づくり加速化予算

- 全ての営みの土台となる「安心」
  - ・安心できる健康・医療・福祉
  - ・災害・犯罪等からの安心・安全
- 子どもたちを育み、絆を守る「温もり」
  - ・子育て環境日本一・京都
  - ・誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都
  - ・共生による環境先進地・京都
- 希望や活力の源泉となる「ゆめ実現」
  - ・未来を拓く京都産業
  - ・文化の力で世界に貢献する京都
  - ・交流と連携による活力ある京都

【令和6年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

| 区分            |        | 令和6年度予算<br>(当初予算) | 令和5年度<br>2月補正予算 | 令和5年度予算<br>(当初予算) |
|---------------|--------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 京都府           | 一般会計   | 9,950億3,100万円     | 94億4,500万円      | 1兆302億2,000万円     |
|               | 特別会計   | 5,762億1,300万円     | —               | 5,784億7,800万円     |
|               | 公営企業会計 | 376億7,300万円       | —               | 372億9,300万円       |
| うち<br>商工労働観光部 | 一般会計   | 1,655億6,047万円     | 16億200万円        | 1,710億4,400万円     |
|               | 特別会計   | 2億821万円           | —               | 6億4,900万円         |

【令和6年度京都府一般会計の内訳】(単位：億円)



## 令和6年度商工労働観光部 主要施策概要

### ○子どもたちを育み、絆を守る「温もり」

#### (1) 子育て環境日本一・京都

##### ◆子育てにやさしい職場づくり事業費〈継続〉 73,000千円

###### 【趣旨】

子育て世代をはじめとした多様な人材が活躍できる社会を実現するため、子育てしやすい職場環境への企業改革を促進する。

###### 【主な事業内容】

###### (1) 企業の子育てにやさしい職場づくりに向けた伴走支援

企業支援経験の豊富なスーパーバイザーや中小企業応援隊等で構成する「子育て企業サポートチーム」による中小企業への伴走支援

###### (2) 子育てにやさしい職場づくりに取り組む企業への支援

(多様な働き方推進事業費補助金による助成)

| 補助対象者  | 個別企業                           | 企業のグループ                              |
|--------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 補助対象事業 | 時間単位の年休制度の導入など、職場の環境改善に必要となる経費 | 従業員の休日の確保や通勤時間の短縮などに、複数の企業が共同で取り組む経費 |
| 補助率    | 中小企業 1/2 以内<br>小規模企業 2/3 以内    | 補助率 2/3 以内                           |
| 補助上限額  | 50 万円                          | 100 万円                               |

時間単位の年休制度を導入し、かつ年休取得率 10%UP を達成した場合については、補助率 2/3、上限 100 万円に引き上げ

###### <育児休業の取得促進や子の急な看護に対応する制度等に対応したコース>

| 補助対象者  | 育児休業取得促進コース                                     | 病児保育コース   |
|--------|---|---|
| 補助対象事業 | 就業規則や賃金規定の改正、人事評価制度の改正、企業風土の変革に向けた研修会の開催に取り組む経費 | ベビーシッター派遣や病児保育に対応した子連れ出勤スペースの設置、子の看護休暇を充実させるための就業規則改正等に取り組む経費 |
| 補助率    | 2/3 以内  | 2/3 以内  |
| 補助上限額  | 50 万円   | ベビーシッター派遣 10 万円<br>病児対応スペース整備 100 万円<br>子の看護休暇制度改正 15 万円      |

###### (3) 子育てにやさしい職場づくりに資する「サービスを提供する」企業等への支援

子連れコワーキングスペースやサテライトオフィスの設置・運営などのサービスを提供する府内企業等を支援

#### (4) 実践企業の拡大に向けた普及啓発

企業経営者の意識改革に向けたセミナー開催や、実践企業の横展開に向けてT V メディアやW e b サイトを通した優良事例を発信

#### (5) 働きやすい職場づくりに取り組む企業への支援

就労環境改善や従業員の奨学金返済を支援する企業への助成

#### (6) 男性育休促進事業※文化生活部所管

男性育休の取得促進を図るため、男性従業員の意識改革を促進するセミナー等の開催を通じて、育休を取得しやすい職場風土の醸成を支援

### ◆中小企業人材確保・多様な働き方推進事業費〈継続〉 113,033千円

#### 【趣旨】

人手不足が深刻化するなか、府内中小企業の人材確保支援として、令和6年度から新たに立ち上げる「京都企業人材確保センター」による企業訪問を通じた企業ニーズの把握やマッチング機会の提供に加え、採用力の向上に繋げることを目的としたセミナー等を実施する。

#### 【主な事業内容】

##### (1) 企業に対するアウトソーシング支援・求人開拓

府内企業をコンサルタントが訪問し、企業のニーズ把握、補助金等支援メニューの案内や働きやすい職場づくりに向けた伴走支援を実施

##### (2) 求職者と企業のマッチング促進

大規模合同企業説明会「京都ジョブ博」をはじめ、各種企業説明会の開催や、W E B マッチングシステム「ジョブこねっと」の活用促進により求職者と企業のマッチングを促進

##### (3) 企業の採用力の向上・働きやすい職場づくり支援

企業の採用力を高める「人材確保塾」を開催し、企業の採用力向上と誰もが働きやすい職場づくりを推進

##### (4) 高齢者就業支援

高齢者の就労意欲を喚起するセミナーや高齢者人材活用研修等を開催し、高齢者の就業を支援

### ◆就職氷河期世代雇用支援総合対策事業費〈一部新規〉 151,248千円

#### 【趣旨】

国の就職氷河期世代支援プログラムとも連携し、就職氷河期世代等の方が希望に応じた就業ができるよう、きめ細やかな就業支援を実施する。

#### 【主な事業内容】

##### (1) 「つながる・学ぶ・働く」総合支援加速化事業

「京都府つながる・学ぶ・働く支援センター（略称：Lコネクト）」において、オンライン相談の他、受入企業開拓や有償インターンシップ等を実施

##### (2) 若者等就職・定着総合応援事業

研修からO J T を経て就職に繋げる一貫したプログラムを実施

基礎的な講習や実習を通じて就労促進・定着に取り組むN P O の活動を支援

##### (3) 非正規雇用者安定就業促進事業

専門人材を求める企業と求職者をマッチングの上、就職してから専門訓練を受講する支援プログラム等を通じて、不本意ながら非正規雇用で働く方の早期の安定雇用を促進

## (2) 誰もが活躍できる生涯現役・共生の京都

### ◆京都府生涯現役クリエイティブセンター事業費〈継続〉92,000千円

#### 【趣旨】

「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、人生100年時代を輝き続けるために、働く人の新しい学びを応援し、生涯働き続けることができる人材を育成する。

#### 【主な事業内容】

##### (1) クリエイティブセンターの運営

###### ア 企業・従業員に対する相談・支援

センター利用者に対する学び直しのアドバイスや再就職相談等を実施するとともに、企業の人材育成等に関するアドバイスや受講の斡旋、研修の受入先開拓等を実施

###### イ 社会人向けリカレント教育の実施

大学等との連携により、京都産業を牽引する人材や地域課題解決の担い手を育成する実践的なリカレント教育を実施

###### ウ マッチング支援

転職・再就職から起業、地域貢献まで、新たな環境での活躍を目指す方に対し、マッチング支援を実施

##### (2) 産官学労連携によるリカレント教育の推進

###### ア 京都府リカレント教育推進機構の運営

大学、経済団体、労働者団体、金融機関、教育機関、行政機関等からなる「京都府リカレント教育推進機構」により、オール京都の体制で府内のリカレント教育を推進

###### イ 産官学労連携によるプログラムの実施

リカレント教育推進機構参画団体が実施するリカレントプログラムを支援

### ◆技能習得型リカレント教育モデル事業費〈新規〉24,000千円

#### 【趣旨】

未経験者の専門的・技術的職業への労働移動促進のため、認定職業訓練校や技能士会が実施する入門訓練を支援し、中小企業の人材確保や求職者等のスキルアップを促進する。

#### 【主な事業内容】

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 補助対象者  | 認定職業訓練校、京都府技能士会    |
| 補助対象事業 | 転職希望者等を対象に実施する入門訓練 |
| 補助上限   | 1,200千円            |
| 補助率    | 2／3以内              |

## 令和6年度商工労働観光行政施策（主要施策）

### 1. 子育てにやさしい職場づくり事業費【継続】73,000千円（再掲）

子育て世代をはじめとした多様な人材が活躍できる社会を実現するため、子育てしやすい職場環境への企業改革を促進する。

### 2. 就労・奨学金返済一体型支援事業費【継続】44,700千円

中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業を支援する。

### 3. 学生就職・定着応援事業費【継続】89,670千円

就職支援協定締結大学と連携し、学生生活の早い時期から「働くこと」や「京都企業」への理解を促進するため、子育てにやさしい職場づくり実践企業での職場体験やリクルートフェアの開催等により、学生の京都企業への就職と職場定着を支援

### 4. 中小企業人材確保・多様な働き方推進事業費【継続】113,033千円（再掲）

人手不足が深刻化するなか、府内中小企業の人材確保支援として、企業訪問を通じた企業ニーズの把握やマッチング機会の提供に加え、採用力の向上に繋げることを目的としたセミナー等を実施する。

### 5. 京都府生涯現役クリエイティブセンター事業費【継続】92,000千円（再掲）

「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、人生100年時代を輝き続けるために、働く人の新しい学びを応援し、生涯働き続けることができる人材を育成する。

### 6. 障害者雇用促進・活躍応援事業費【一部新規】239,933千円

障害者の就労と企業の人材確保・定着に向け、地域就労支援機関等との連携により、障害者と京都企業双方の適性に合った就労支援を実施する。

### 7. 京都ジョブパーク推進費【継続】199,822千円

京都ジョブパーク及び北京市ジョブパークにおいて、若年者をはじめ、就職氷河期世代の方、中高年齢者や女性、障害者等を対象に、ハローワークと一緒に相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する。

### 8. 就職氷河期世代雇用支援総合対策事業費【一部新規】151,248千円（再掲）

国の就職氷河期世代支援プログラムとも連携し、就職氷河期世代の方が希望に応じた就業ができるよう、きめ細やかな就業支援を実施する。

### 9. 京都の未来をつくる「DX人材育成・産業創発」プロジェクト事業費【継続】237,500千円

急激な社会変化やデジタル化に対応できるよう、産業政策と労働政策を一体的に推進し、府内企業における新たな価値や新ビジネスの創造、DX化を促進することで、更なる産業活性化・生産性向上に繋げるとともに、質の高い安定的な雇用を創出する。

### 10. 技能習得型リカレント教育モデル事業費【新規】24,000千円（再掲）

未経験者の専門的・技術的職業への労働移動促進のため、認定職業訓練校や技能士会が実施する入門訓練を支援し、中小企業の人材確保や求職者等のスキルアップを促進する。